

天が長恨歌に「在天願作比翼鳥、在地願爲連理枝」とある句を用ゐたものである。比翼鳥は各一翼一目で飛ぶ時は必兩鳥相比ぶといふ。連理枝は二本の樹の枝が一つになつて居るもの。何れも夫婦離れぬとの譬。

(ハ) 犬もあるけば棒にあたる

犬も歩くから棒で打たれるのであつて、犬の自ら招いた災難であると云ふことを人の軽々しく事を行ふが爲にしくじりをやるのに譬へたものである。また一説には偶然の報酬を受けることに譬へたものだとも云ふ。

(ニ) 佛の顔も二度

佛の顔も三度犯して撫づれば怒ると云ふことで、如何に温順な人でも度々無禮を加へれば怒る譬である。「地藏の顔も三度撫づれば怒る」と同意。

(ホ) 武士は食はねど高楊枝

武士は食ふのに事をかくも小楊枝を使つて平氣で居ると云ふことで、武士たるものは食ふ物がなくとも以て憂とせず、何處迄も義を守つて、高潔な志操を失はぬを

言つた諺である。高楊枝とは食後高楊枝を使つて満腹自適の態度をして居ることである。

(三) このみかどの御母は東宮の御息所とてうせ給へれば位につかせ給ひて皇后宮おくり奉らせ給ふ國忌みささきなどおかれて能信の大納言におほきおとゝおほき一つの位贈らせ給ふ御息所の御母にもひろき一つの位をおくりたまふこれは受領のきはなる人のむすめなり

本文は今鏡、白河天皇の條の末文を抄出したものである。このみかどとは白河帝を指し申すので、父帝は後三條であつて御母と云ふは後三條の御息所茂子と申す方である。後三條帝は能信の肝煎で御即位になつたのである。さて此の白河帝の御母君は東宮(後三條の東宮)におはせし時の御息所と云ふ御名義でもかくれになつたものだから、白河帝の即位ありて後に、御息所を改めて皇后宮の稱號を追贈せられた

と同時に、國忌を定め、陵墓を築かれた。また能信の大納言なりしには太政大臣正一位を追贈せられ、なほまた御息所の御母即ち白河帝の外祖母には、從一位を贈られた。此の外祖母なる人は受領の身分の人の女である。國忌とは天皇皇后等のかくれ給ひし日を申すことで、年毎に回向がある。みささきとは帝王后妃の御墓所を云ふのである。御息所茂子は藤原公成の女を能信が養女にして、後三條帝の東宮に在せし時上りし人である。

(四)男あざわらひておこの事をものたまへるかなそも幽霊といへるものは古き物語文にもこゝら掲焉にしるしありてさうぞくよりはじめすべてけしうはあらずおほくはしろきからあやなどひき重ね髪ながきものところきけさればおほるげの人のいでたつべき姿ともおほえずおもとは髪人よりはみじかくもとよりさるころもなどひとつもたくはへざれば幽霊とならんことかたしともかたき業なりといふ

本文は石川雅望の物せる「しみのすみか物語」中なる好色の男のことを云へる一條の一節である。前の所では男の薄情を或る女がうらんで、死んで幽霊となつて其の男を苦しめてやると云ふので、男が其れをあざわらつて「笑止なことを云ひなさる。一體幽霊と云ふものは古き物語文の中に處々明白に書き記されてあつて、衣装と云ひ體たらくと云ひ悪しく見苦しいものではない。幽霊の多くは大概白綾の浮織物などをひき重ね着て、髪のかゝりも長々とあるものぢやとさいて居る。斯様のものがあるから決して凡々の身分卑しい人の扮装し得べきこととも思はれない。お前は髪も人並よりは短かく、元よりさる貴重な衣の一重も持つて居ないから、幽霊になるなどは到底望みがたき仕業である」といふ。

(注意) 解釋の甲乙を通じて四時間とす

設問 甲

(一) 左の名稱を解釋せよ

母音 子音 長音 促音 鼻音

母音とは呼出する氣息に觸れて起る聲帶の律的振動によつて生じた音の口腔その他に於て何等の支障をも受けることなく外に出る時に聞かれるものである。邦人の母音にはア、イ、ウ、エ、オ等の種類がある。之は口腔機關の位地または開口の大小等の異なるによつて生ずるものである。

子音とは氣息が聲音機關の密閉せる所を破り、又は近接せる狭き間隙を摩擦して通過するために生ずる音で、(一)發音の位地(二)密閉を破るものと間隙を摩擦するもの(三)無聲(聲帶の振動を伴はぬもの)と有聲(聲帶の振動を伴ふ者)とによつて種類が出来るのである。例へば加行音の子音 χ は喉音で破裂音で無聲子音即濁音である。ザ行の子音 ζ は齒音で摩擦音で有聲子音即濁音である。フ(fu)の子音 f は唇音で摩擦音で無聲子音、ガ(ga)の子音 g は喉音で破裂音で有聲子音であるといふ如くである。邦人の言語上にあらはれる普通の子音は、この外に $h\ ch\ s\ t\ p\ d\ b\ j\ r\ ng\ n\ m\ w\ sh\ y$ 等がある。

長音とは母音を長く引く音である。例へば $a\ ka\ sa\ ta$ 等の母音 a を長く引いたア、カ、サ、タ、 $e\ ke\ se\ te\ ne$ の母音 e を長く引いたエ、ケ、セ、テ、ネ等の類をすべて長音といふ。我が五十音の如きは、何れの音も、かくして長音になり得る音である。

促音とは此まで一種の音のやうに云つて居つたが、全く誤りであつて、只だ二音の間に於ける中止にとゞまるのである。例へば立派と云ふ音は上の「ッ」を發して、直ちに下の「バ」といふ音を發する迄に、少時中間に於て音を中止するので、別にツと云ふ音が介在するのではないのである。而し中止して下の音に移る時に、下の音に影響を與へることは事實である。此の性質から云つて、やはり一つの音と見るのは差支へ無いことである。

鼻音とは從來はねる音と云つて居つたものであるが、まだ不十分の説明である、此の音は氣息が鼻腔から出て、鼻腔の共鳴(響き)を生ずる場合に聞かれる音を云ふのである。子音の「マ行」「ナ行」の m 、 n 又は通常「カ行」濁音の假字で示される「ナガイ」「ニゲル」の如き場合の ng などは皆鼻音である。鼻音であるかないかは、一音

を發するとき、鼻を抑へて氣息が鼻腔からぬけないやうにしてみるとよくわかる。

(二)動詞の時を口語及び文語について説明せよ

動詞には現在、未來、過去、の三様の時を現はす法式がある。現在法は動詞の終止段の活用を以て表はすのであるが、未來と過去とは、助動詞が添はつて表はされるのである。今其の方法を口語文と文語との上に就いて調べて見るに、

文語

現在 花 咲く

未來 花 咲かむ

過去 花 咲きけり

口語

花が 咲く

花が 咲かう

花が 咲いた

の如く、現在時は文語では、動詞咲くの終止段を以て表はし、口語に於ても同様に終止段を用ひる。未來時は文語は動詞咲くの未定形咲かに、助動詞のむを添へて表

はすのであるが、口語は助動詞むが音便でうと變化して居る。過去時は文語では咲くの第二變化連用形からして助動詞のきとけりとなつて表はすのである。口語では咲きの音便咲いの下へたといふ助動詞を添へるのである。そして文語にはきけりの二つの表はし方があつて、口語にはたの一である。猶動詞には或る動作が未來、現在、過去の三様時に於て完了する事を表はす法式がある。即ち

文語

現在 花 咲きつ

完了 花 咲きぬ

未 花 咲きたり

來 花 咲きたらむ

了 花 咲きたらむ

了 花 咲きてけり

口語

花が 咲いた

花が 咲いたらう

過	花咲きにけり
去	花咲きたりけり
完	花咲きてき
了	花咲きにき
	花咲きたりき

花が咲いてしまつた

の如く文語には種々の形があれど、口語では各時一の形あるのみである。

(三)左の人名を時代の順に排列せよ

- 新井白石 衣通姫 藤原清輔 橘守部 三條西實隆 淡海三船
 橘千蔭 里村紹巴 弘法大師 藤原爲兼 大貳三位 大伴旅人
 右の荅
 衣通姫
 大伴旅人

- 淡海三船
 弘法大師
 大貳三位
 藤原清輔
 藤原爲兼
 三條西實隆
 里村紹巴
 新井白石
 橘 千蔭
 橘 守部

(四)慶長元祿間の國文學を概説せよ

此の年間是我が國文學の潜伏期とても云はうか。即ち現代文學の先驅をなして居る元祿文學の根が、此の年間に在つて十分培養せられて居たものである。即江戸文

學の伏潜期である。此の間の文學の中心は重に上方京大阪に在つたものと云へる。室町の末からして、大小の戦役が日につき起ると云ふ間は、文學は只だ僧侶に依つて命をつなぎ止めて居た有様であるから、僧侶の多い京大阪に文學が僅に存して居つたのも、自然の理である。徳川氏が幕府を江戸に開いて、家康は圖書を聚蒐したり、朝鮮版の活版本を起してから書籍は漸く世に流布するに至り、また藤原惺窩、林羅山等の碩學によつて漢文學が盛になつた。漢文學の勢につれて、國文の新研究が始められたのは、戸田茂睡、釋契冲等の唱導によるのである。それから和歌連歌に代りて、俳諧即ち狂言連歌と云ふものが始まつた。即ち松永貞徳の古風俳諧に次いで西山宗因の談林風の俳諧が起り、後更に芭蕉翁の正風となつて現はれたのである。小説には中古の物語や、室町時代の御伽草子等の系統をひいて、鈴木正三、淺井了意等の假名草子と云ふものがあり、後井原西鶴の浮世草子となつて振ひ、戯曲には古淨瑠璃の幼稚な者から進歩して近松門左衛門の義太夫節の戯曲が作られた。

設問 乙

(五)左の文字の意義を説明し其用例を示せ

選撰 篇編 殉徇 候俟 僭諧

選は選擇の選なり、えり分けることなり。

選_ニ國士、選_不失_ニ其人_ニの如し。

撰は撰述の撰なり、述べ作るなり。

謹撰_ニ帝紀、白首勤_ニ著撰_ニの如し。

篇は簡冊の名、名詞なり。

文辭著_ニ之於篇、雄篇大作の如し。

編は編次の編なり、元動詞なり、また名詞に用ひては綴絲なり。

編_レ竹爲_レ籐、韋編三絶の如き是なり。

殉は殉死の殉なり、また身を以て物に従ふなり。

殉_ニ先君子、殉_レ財、殉_レ名の如き是なり。

徇は略取なり、また順示なり。

徇^ニ魏地、以^ニ木鐸^ニ徇^ニ于路^ニの如し。

候は時候の候、また伺候の候。

天候不順、候^ニ干國境^ニの如し。

侯は公侯の侯、爵の名なり。諸侯なり。

王侯相將豈有種乎、九^ニ合諸侯^ニの如し。

僭は亂なり、分を過ぐるなり。諸は誣告するなり。

僭號^ニ國王^ニ、連遭^ニ人譖^ニの如し。

(六)左の傍線を施したる假名に適當なる漢字を填せよ

顔ををかして諫む、姓名をかす、疾にかさる

顔を犯して諫む、姓名を冒す、疾に侵さる。

(七)左の語の意義を説明せよ

敢不爲、不敢爲、獨不樂、不獨樂

敢不爲 此は反語となりて「敢テ爲サランヤ」と讀みて意味が逆に戻るなり。

不敢爲 此は斷定したる語にして「敢テ爲サズ」と讀む意味が否定になるなり、總じ

て敢と云ふ字は強ひてもなすと云ふ意なり。

獨不樂 此は我一人樂まざる事なり。「快々として獨樂まらず」の類なり。

不獨樂 此は「獨リ樂ムノミナラス」と讀み、他人と共になら樂むかも知れないと

云ふ意あり。不^ニ獨樂[、]與^レ衆樂^レ之の類なり。

作文

(八)戦争と文學

(九)明治三十八年五月二十七日午前早く敵艦隊と觸接し爾後敵の砲火等に屈せず敵を監視して我陸軍運送等を掩護したるのみならず詳かに時々敵情を觀察報告し聯合艦隊の作戰を利せしこと少なからず其功績大なりとす仍て茲に感狀を授與するものなり

右漢譯

明治三十八年五月二十七日昧爽、與敵艦隊觸接、爾後不屈敵之砲火、監視敵而掩護我陸軍運送等、且詳觀察報告時々敵情利聯合艦隊作戰不少、其功爲大、仍茲授感狀、

設問及び作文を通じて四時間とす

注意

答案是問題毎に毛筆にて別紙に認むべし
國文漢譯は女子師範學校師範學校女子部高等女學校のみの教員志願者には課せず

解釋 乙

(師範學校中學校高等女學校志願者の分)

本紙に句讀返り點送り假名を附し別紙に解釋すべし

(イ) 君子之於天下也。無適也。無莫也。義之與比。(論語)

本文の適莫の解が人々によつて異つて居る。朱註には適は專主なり、莫は不肯なりとあつて、適は適從の意、莫は從ふことを肯せずと解して、君子の天下の事に於けるや、初めより就くと就かざると、合ふと合はざるとをきめてかゝるものでなく、

合ふも合はざるも、就くも就かざるも、義に従うて決するものであるとの意に解するのである。皇侃は適を厚、莫を薄と解し、謝氏は可なり不可なりと解し、故人根本通明氏は適は敵なり、仇とするなり、莫は慕なりと解して居られる。

(ロ) 道聽而塗說。德之棄也。(論語)

本文は口耳の學は修養に益がないと云ふ意であつて、道に聽くとは善言善行を耳にすること、塗に説くは耳に聽いたことを直ぐ人に告げるやうな事で、少しも身に益がなく、折角聽いた善言善行も、徳のたすけとならずに終るとの意である。

(ハ) 有不虞之譽。有求全之毀。(孟子)

呂氏が註に行不足以致譽而偶得譽是謂不虞之譽、求免於毀而致毀是謂求全之毀とある。世には其の行ひもなく偶然に譽を得ることがあり、また自分は人の誹毀より免るゝことをつとめて居るにもかゝはらず、却つて人から誹毀せられるやうな事もあるとの意である。

(ニ) 人之有德慧術知者。恆存乎疢疾。(孟子)

朱註には德慧者、德之慧、術知者、術之知とあつて、德之慧とは聰明の徳があること、術知とは其の聰明なる徳のはたらきである。疾疾とは病のことを借りて困厄の事に比したのである。本文の大意は人の聰明の徳あり術知ありて、所有人事に對して、能く理を察し、勢を觀て、之に處する術を誤らぬといふ様な者は、常に困厄災患に處して心性を鍊磨した者に在るといふのである。

本紙に句讀反り點送り假名を附すべし(解釋を要せず)

熊津都督劉仁願、帶方州刺史劉仁軌、大破百濟於熊津之東、拔眞峴城、初仁願、仁軌等屯熊津城、上與之勅書、以平壤軍回、一城不可獨固、宜拔就新羅、若金法敏、藉卿留鎮、宜且停彼、若其不須、即宜泛海還也、將士咸欲西歸、仁軌曰、人臣徇公家之利、有死無貳、豈得先念其私、主上欲滅高麗、故先誅百濟、留兵守之、制其心腹、雖餘寇充斥、而守備甚嚴、宜礪兵秣馬、擊其不意、理無不克、既捷之後、士卒

心安、然後分兵據險、開張形勢、飛表以聞、更求益兵、朝廷知其有成、必命將出師、聲援纒接、凶醜自殲、非直不棄成功、實亦永清海表、今平壤之軍既還、熊津又拔、則百濟餘燼不日更興、高麗逋寇、何時可滅、且今以一城之地、居敵中央、苟或動足、即爲擒虜、縱入新羅、亦爲羈客、脫不如意、悔不可追、況福信凶悖殘虐、君臣猜離、行相屠戮、正宜堅守、觀變乘便、取之不可動也、衆從之(資治通鑑)

解釋 乙 (女子師範學校、師範學校女子部、高等女學校志願者の分)

本紙に句讀反り點送り假名を附し別紙に解釋すべし

- (イ) 不仁者、不可以久處約、不可以長處樂、仁者安仁、知者利仁(論語)
- (ロ) 人能弘道、非道弘人(全)
- (ハ) 有不虞之譽、有求全毀(孟子) (解前にあり、故に略す)
- (イ) 約とは困約、樂とは富み且貴きをいふ。本文の意は、不仁者は道に安んずること

が出来ないから、しばらく困窮をすると、最早居たまらずなつて、所謂「窮すればこゝに濫す」といふことになる。また富貴になつても漸く驕奢淫逸に流れて富貴を失つてしまふから、久しく約に處するとも出来ず、又長く樂に處するとも出来ないのがある。仁者は心に安んずる所があるから、約に處ても、樂に處ても、心を亂すことがない。是れ仁義に心を安んずるからである。知者は仁者までにはいかないが、仁義の美德たることを知つて居るから、常に仁に依つて行ふものである。

(口道は人に依つて弘まり行はれる故に人の力は能く道を世に弘め得るのであるが、人を離れた道その物は虚なるものであるから、人世に對して何等の効果をも生ぜぬ。道は古より存じて或は文字に記し留められてもあり、或は人の口にも傳つては居る。しかし空言又は空文上の道は、人世に直に効果を生ずるとは出来ぬ。必聖賢の之を身に體する者を待つて、然る後に人を導き世を救ふとも出来るものであるとの意。中庸に「其人存則其政舉其人亡則其政息。故爲政在人」とある如きは、此の理の政道上にあらはれたものであらう。(宋儒の此の章に對する説は恐らく孔子の意である

まゝと思ふ故、こゝに之を取らぬ。)

本紙に句讀反り點送り假名を附すべし(解釋を要せず)

後趙石勒稱天王、尋稱帝、嘗大饗群臣、問曰、朕可方古何主、或曰、過於漢高、勒笑曰、人豈不自知、卿言太過、若遇高帝、當北面事之、與韓彭比肩耳、若遇光武、當並驅中原、未知鹿死誰手、大丈夫行事、當礪礪落落如日月皎然、終不效曹孟德、司馬仲達欺人孤兒寡婦、狐媚以取天下也。(十八史略)

(注意) 答案は問題毎に毛筆にて別紙に認むべし設問及び作文を通じて四時間とす

●第十九回 本試験 (明治三十九年二月)

設問 甲

- (一) 左の文を文章法の上より解剖せよ
- (イ) 今の儒者は天朝の故實を知らず夏夷順逆の理に暗くして名を亂

り言を紊る百五十年來比々として皆是なり

右は左の如き混合文である

(一) 今の儒者は天朝の故實を知らず(して)

夏夷順逆の理に暗くして

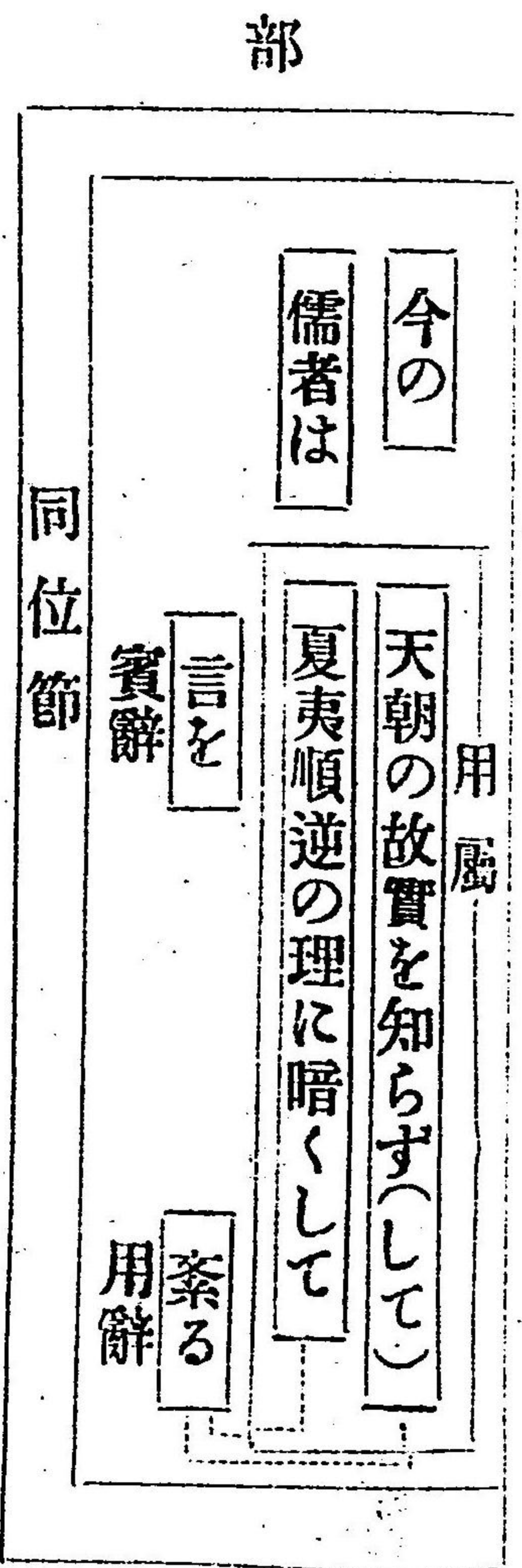
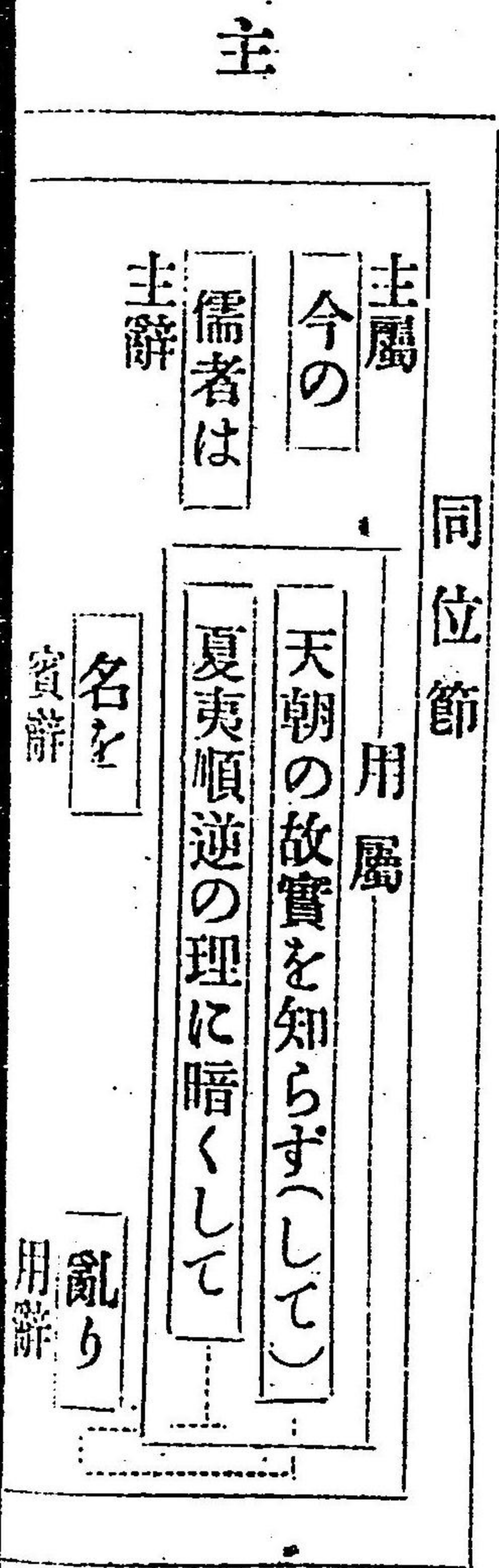
名を亂り(同位節合して主部となる)

(二) 今の儒者は天朝の故實を知らず(して)

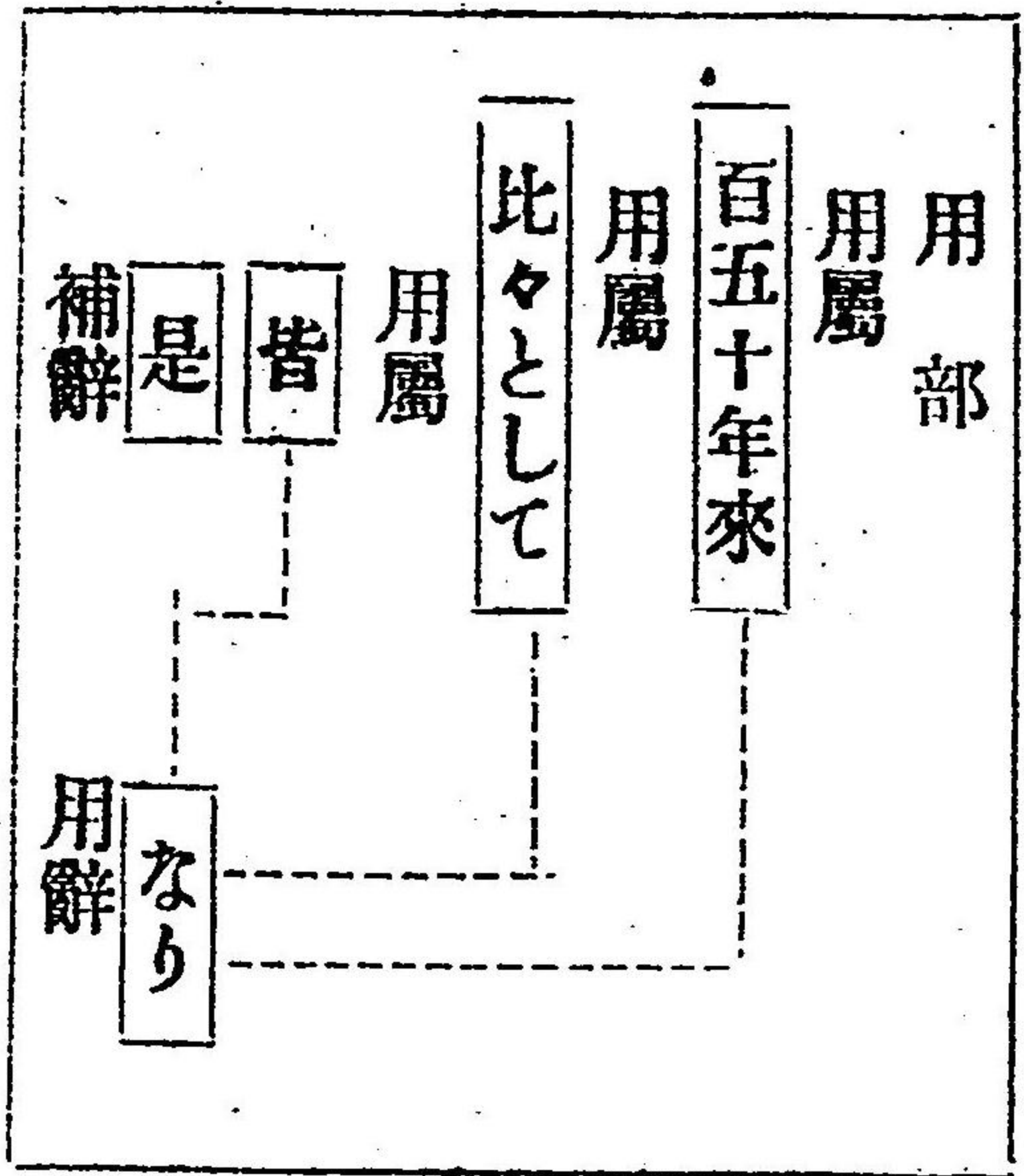
夏夷順逆の理に暗くして

言を紊る(同前)

(三) 百五十年來比々として皆是なり(用部)

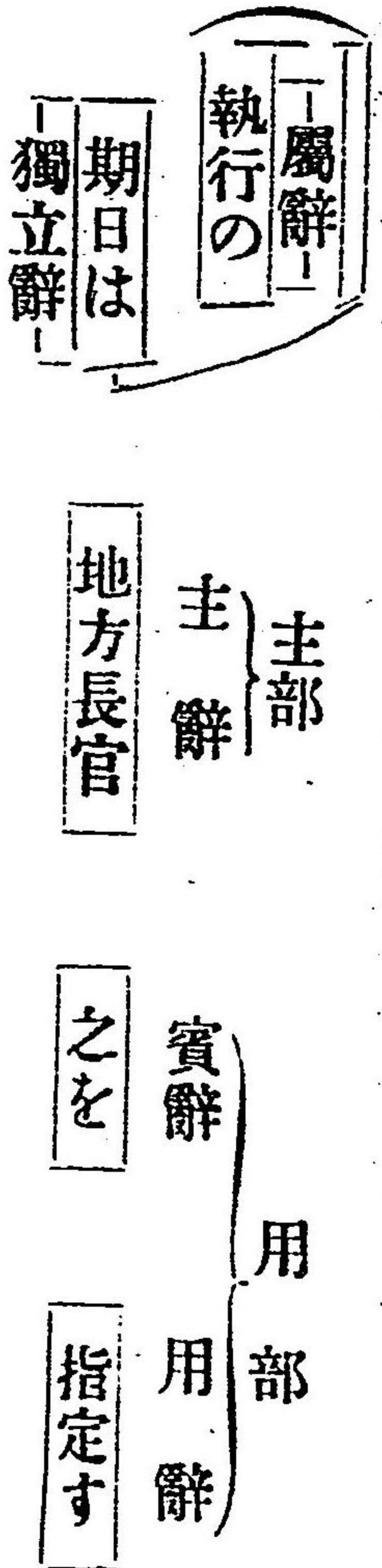


此の解剖圖は和田萬吉氏の日本文典講義の説に依つたものである。圖中：線は用辭に係る屬辭を示すもの。



(ロ) 執行の期日は地方長官之を指定す

提示部(或は獨立部とも云ふ)



(二) 文部省文法許容案とは如何なるものぞ

右は明治三十七年文部省が國語調査會に諮詢して多くの反對者ありしにかゝはらず同會を通過して發せられたものである。文法の許容と云ふのは世間の人が一般に慣用して例となつて居る文法の誤謬をも許容して用ひることにしたのである。例へば下二段活用の「得る」と云ふ動詞は使役相の助動詞「シム」には「得シム」と用ひ來れるものなるが世間の例によると「得せしむ」とやうに誤つて居るので、是れが慣用になつて居るから此の活用をも許すと云ふことである。此のやうな例が十六ヶ條あるのである、即ち

(一) 居り、恨む、死ぬ此等を四段活用に用ひること、(二) シク、シ、シキ活用の終止言

を「悪シシ、勇シシ」と用ふること、(三) キ、シを同格に用ひること、(四) 異リを異ナレリ等と用ひること、(五) セサス、サスを同格に用ひること、(六) セラル、ラルを同格に用ひること(七) 得シム、得セシムを同格に用ひること、(八) 佐行四段暮しし、暮せし等を同格に用ひること、(九) 連體言を受けて名詞に連続せしむるテニヲハ「ノ」を許すこと(十) 疑詞「ヤ」を連體言に續けること(十一) トモを連體言に續けること(十二) トを連體言に續けること(十三) トの上下に用ひるものを意味の通ずる限りは下のトを省略すること、(十四) 疑問の下に「ヤ」を用ひること(十五) モ、トモ、ドモを同格に用ひること(十六) イフと用ひる場合にナルと用ひることの十六ヶ條である。

(三) 左の事項につき知れる所を記せ

東遊 催馬樂 延年舞 田樂 淨瑠璃

東遊(あづまあそび)はまた東舞(あづままひ)とも云つて、東國の風俗歌にあはせて舞うたものである。これは古くから神を祭り、佛に供養をしたりする時に行れて居つたものである。最初物に見えたるは貞觀三年三月十四日、東大寺の大佛供養に此を

舞はせられた三代實録の記事で、其の後にも、加茂明神に臨時祭があつた時に、此を舞はせられ、朱雀天皇の天慶五年四月將門純友が逆亂鎮定の賽報としての、石清水の臨時祭にも此の舞を神前で催されたことがあり、其れから後、此舞は神事のみ行ふ事となつた。

催馬樂(さいばら)は、古くは神樂の時に奏でられる神樂歌の餘興に用ゐられたものであつたが、其の歌は多く當時の童謡や風俗歌であるので、忽ち上流社會に弄ばれて大に流行を來した。其の催馬樂と云ふ字義は、梁塵愚按抄に、「昔諸國より貢物を大藏省へ納めし時、民の口すさびに唄ひける歌なれば、催馬樂とは名づくるなり」とも云ひ、また本居宣長は、長瀬眞幸の説をひいて「催馬樂とは、其の初めにある吾駒歌によつて名づけたるものなり」との説を、よいと云つて居る。要するに上古から中古にわたつて、宴遊の興とせられたものである。さて其の歌は内容が頗る面白いもので、或は諷刺の意なるあり、男女の戀をあからさまに唄へるもあり、或は根柢のない滑稽なるもあり、當時の人情風俗を知るには恰當のものである。

延年舞(えんねんのまひ)此の舞は起原は詳でないが鎌倉時代から物に見えるとの多い一種の舞で、おもに僧家に行はれた者である。古今著聞集に建長四年維摩會の延年に兒白拍子の料に、春日社の神人季綱をつゞみ打ちに召具したりけり。此頃より。男鼓打あしゝとて、大衆うつ事になりけるとあるを見るに、其鼓打には俗人を用ひたが、此に至つて全く僧侶のみする事となつたらしく、其の後興福寺や日光の東照宮或は筑前の宗像神社、安藝嚴島の所々で此の舞を傳へて居つたのである。其の舞ひ様は圓光大師傳の畫に童子扇を持ちて舞ふに、烏帽子着たる男二人銅拍子と鼓とをうつ様を書いてあるといふが、之は只一例で、舞人も童子に限らず、扮裝舞容も様々あるらしい。

田樂(てんがく)は中古田植の時農人の勞を慰めるがために、笛鼓を鳴らして舞ひ踊り、をかしま事などしたが其の始めてある。其の後には、田植ならざるにも其の状をして、色々のをかしまを取交へて行つたものと見える。其れが後には一道の藝となつて、其の事を専ら業とする法師なども出來て、各其の流儀を立て、家元を分

けるようになったのである。北條高時などはことさら此の舞を好んで弄んだ事は、人のよく知る所である。

淨溜璃は其の起りに就いては、織田信長の侍女小野のお通といふ女が、淨溜璃十二段草子といふものを書いて、其れにふしを付けさせ三絃に合せて語らせたのが始めであるといふ説もあり、また其れより前にはやくから小座頭の謠つたものであると云ふ説もあつて、確にはわからない。兎に角其の始は、扇拍子を取つて盲者などが語つて居つたものが、三絃の行はれて後、之に合せて語る様になつて盛に世に行はるゝ事となつたものらしい。江戸時代寛永正保の頃薩摩淨雲と云ふが、澤住檢校に曲節を習つて、江戸に下り、一派の曲譜を語り出した。之を普通に淨溜璃の祖とする。其の流をくむ者が京大坂にも多かつた中に竹本義太夫と云ふのが一流を立て、大に世に行はれて所謂義太夫節が起つたのである。淨雲の頃より人形を舞はして淨溜璃に合せたのが此頃は人形遣ひにも名手が出て相待つて益斯道が盛行した。淨溜璃の節には種々あつて前記の外京都には都大夫一中が一中節を起し、其の門人宮古

路豊後掾が江戸に下りて豊後節を起し、其後關東文字大夫と稱せしもの改めて常磐津の一派をはじめ、其後また富本豊前掾が常盤津より分れて富本節を始めた等殆ど枚擧に遑ない程である。

設問 乙

(四)元稹白居易につきて知れる所を記せ

元稹字は微之と云つて白居易とは心交の友であつた。詩品も相似て頗る平易の作が多い。之を世に元輕白俗と云つた。白居易は字を樂天と云つて中唐に傑出した大詩人である。其の一篇をなすごとに老嫗に讀み聞かせて、其の意の通ずるに勉めたと云ふことである。是に依つても其の詩の平易通俗なることを尊んだことがわかる。官は太子大傅と云ふので終つた。其の作る所の樂府は、樂天の最も得意なる所、他人の眞似得ざるものである。長恨歌や琵琶行の長篇大作に至つては、支那歷代詩中の第一に推す佳作の一である。詩文集には白氏長慶集と云ふのがあつて我が文學にも大影響をなしたものである。元稹には元氏長慶集と云ふのがある。其の連昌宮辭は

有名の作である。

(五)左の書籍につきて知れる所を記せ

論孟の注釋書

漢文典に關する書籍

論語の注釋書は古註新註に別けられるが、先づ鄭氏の注、何晏の論語集解、皇侃の論語義疏などは古注と云つて學者の大切にす處のものである。朱子の論語集注十卷、論語精義二十卷などが新註の見るべきもの、我邦の儒者のもものでは、伊藤仁齋の論語古義十卷、徂徠の論語微十卷等が名あるもので、松平頼寛の論語徵集覽二十卷は古注新注、仁齋の古義、徂徠の論語微などを集めたるもので實に重寶である。其れから最近のものでは、安井息軒の論語集說六卷、根本博士の論語講義、久保氏の四書新釋などがある。

孟子の註釋には此も新古の二通があつて、漢の趙岐が孟子注十四卷は古注として大切なもの、新注としては朱子の孟子精義十四卷、孟子集注七卷、焦循の孟子正義三十卷などは最も著名なるものである。我が邦のものでは、仁齋の孟子古義七卷、佐藤坦の孟子欄外書二卷は有名のものである。

漢文典に關するものでは、支那人の作としては馬建忠の馬氏文通が頗る大作であるが、其の説はまだ精しからぬ所もある様に思はれる。邦人の著では兒島献吉郎氏の漢文典、廣池千九郎氏の支那文典がある。

作文

吾が家庭(普通文)

設問作文を通じて四時間とす

(注意)漢文の免許狀を有するものには設問(乙)を課せず國語の免許狀を有するものには設問(甲)及作文を課せず

解釋

(一)殿(道長)の御夢に南殿の御うしろ必ず人の參るに通る所よなそこにて人のたちたるをたれぞと見れば顔は戸のかみにかくれたればよくも見えずあやしうてたぞたぞとあまた、び問はれて朝成に侍

りといらふるに夢のうちにもいとあそろしけれど念じてなどかくては立ち給ひたると問ひ給ひければ頭辨のまゐらるゝを待ち侍るなりといふと見給ひておどろきて今日は公事ある日なればとくまゐるらん不便なるわざかなとて夢に見え給へる事あるをけふは御病申しなどもして物忌かたくして何かまゐり給ふこまかにはみづからと書きて急ぎたてまつり給へどちがひていとくまゐり給ひにけりまもりのこはくやおはしけん例のやうにはあらで北の陣より藤壺後涼殿のはざまより通りて殿上にまゐり給へり

道長の夢に南殿(紫宸殿)の後其處は人の参入するに屹度通る處となつて居る處に、人の立ち居るをあやしんで誰ぞと見れば、顔は戸口の上に隠れて見えず(頗るの大男?)不思議に思うて幾度も問ひ給へば、漸くのこと朝成(此の人行成卿の祖父伊尹と藏人の頭を争うて得ず怨んで死んだ)で御座ると答へたに、夢中にも甚だ恐ろし

けれど我慢して何故に斯く立ち居らるゝと問ひ給へば、頭辨(行成卿時に藏人頭にて辨官を兼ねた)の通らるゝを待つて居るので御座ると云ふに夢も覺めて、今日は公事ある日なれば頭辨も早朝参内することであらう。告げずに居ては死靈の禍を受けるであらう。不便な事であるとして自ら一札を認め、今朝自分の夢に斯々と見えた其の許参内ありては悪しからんに、今日一日は病氣の請暇などして引き籠つてかたく物忌して身を謹み給へ、必ず参内あるにも及ばず、委細は面談にと書いて急いで届けさせたに行違つて頭辨は甚早く参内した。道長公も前夜の夢の、我が身にかゝつた事ではなけれど、それでも身の謹み深くて例の路を通らずに、北の陣(衛府の官人の居る所)から藤壺(五舎の一)後涼殿(コウリョウテン)の間を抜けて清凉殿中なる殿上へ参られた。

(二)あすかゝるにやどりはすべしかげもよしみもひもさむしみまくさもよし

此は催馬樂歌で、飛鳥井に宿をば取るがよい。其處は木蔭もよく、清水は冷かなり、馬にはよき草もあればとの意。あすかゝるは大和にも山城にもある地名で、何れとも

判然しないのである。みもひは水を汲む椀のことであるが、やがて水を云ふに用ひて居るのである。

師範中學高等女學校志願者の分

解釋及讀方

左は本紙に句讀反り點送り假名を附し別紙に解釋をなすべし

(一) 齊師伐我、公將戰。曹劌請見其鄉人曰、肉食者謀之、又何間焉。劌曰、肉食者鄙、未能遠謀。遂入見、問何以戰。公曰、衣食所安、弗敢專也、必以分人。對曰、小惠未徧、民弗從也。公曰、犧牲玉帛、弗敢加也、必以信。對曰、小信未孚、神弗福也。公曰、小大之獄、雖不能察、必以情。對曰、忠之屬也、可以一戰。戰則請從。公與之乘戰於長勺、公將鼓之、劌曰、未可。齊人三鼓、劌曰、可矣。齊師敗績、公將馳之、劌曰、未可。下視其轍、登軾而望之、劌曰、可矣。遂逐齊師。既克、公問其故、對曰、夫戰、勇氣也、一

鼓作氣、再而衰、三而竭。彼竭我盈、故克之。夫大國難測也、懼有伏焉。吾視其轍亂、望其旗靡、故逐之。(左傳)

齊の軍我(魯國)をうつ。魯莊公戰はんとする。曹劌公に見えんことを請ふ。其の里の人曰ふには肉食者(位に在る人)が謀計を施すのであるから、君等が又何の隙を挿む必要あらうやと。劌曰ふ肉食者は其識見が卑い、何ぞよく遠謀があらうとて、遂に公に見えて公の戰はんとする意向をさいた。公の曰はれるには、我が身に安適なる美衣美食は自ら專にせず、下人にも分配して居るから大丈夫との意を示された。劌の曰ふには其れ位の小惠では、恩まだ徧からず、民は従はぬと。公また曰ふ、神に供ふる犠牲と諸侯存問に用ふる玉帛(禮物)とを典禮通りして敷を加へず、決して禮に合はぬ交際をし、又は神に阿る如きことはない。劌の曰ふ、其は小信である。未だ神に感通せず、神も福を與へぬであらうからまだ以て戰ふに足らぬと。公また曰ふ大小の民事訴訟は未だよく明察するとは出來ないが敢へて私意を加へず、實情に基いて取りさばいて居ると。劌の曰ふ、其れなら忠(己を盡して人の爲にするを

忠といふ)の類なり一戦しても可い、戦ふなら請ふ公に従はんと。公は劔と共に車に乗つて出られた。やがて長勺と云ふ所で、齊の軍と大戦が始まつた。公始め齊の軍に遭うて直に鼓を打つて攻めかゝらうとせられた時、劔は其を止めた。齊の方で太鼓を三度まで打つた。劔は今こそ好ければとて鼓を打たしめて軍を進め齊軍は大敗した。公は敗亡の齊軍を逐ひかけようとせられたから、劔また其れを止めて、自分は車を下りし齊軍の車の跡を見てかへり、車の前の横木へ上つて其の様子を伺ひ、やがてよしとて直に齊軍を逐ふことにした。戦已に克つて公は劔のなせる振舞について一々不審をきいてみられた、劔の曰ふに、戦は氣で勝つもので、一鼓してよく士氣を振起する。再度打てば衰へ、三度に及べば勇氣も盡きる。士氣盡きたる齊軍を、士氣の充實せる我軍を以て撃つたから克つたのであります。逐ふに臨み車を下りて轍を見、旗色を伺つたは、さすがに齊は大國のとだから伏兵のあらうも測られぬと懼れたからで、然るに其の轍を見るに狼籍し、其の旗を望むに全く靡いて見えた。此れ全く逃げるに急で、伏兵のあることなきを知りましたからあの様に追撃したのでありますと。

てありますと。

左は句讀反り點送り假名を附し別紙に意譯すべし

(二) 中國政府允許設一日中木植公司在鴨綠江右岸地方採伐木植
至該地段廣狹年限多寡暨公司如何設立並一切合辦章程應另訂詳細合同總期中日股東利權均攤(日清協約第十款)

中國政府は一箇の日清材木會社を鴨綠江の右岸に設けて木材を採伐することを許可す、其の地域の廣狹年限の長短及び會社の組織方法及び他一切の協同規約は別に詳細を合議して定むべし、但し清國も日本も株主たる利益の權は共に均一ならんことを欲す。

左は句讀反り點送り假名を附し別紙に解釋をなすべし

(三) 奉和聖製暮春送朝集使歸郡應制 王維
萬國仰宗周、衣冠拜冕旒、玉乘迎大客、金節送諸侯、祖席傾三省、褰

帷向九州、楊花飛上路、槐色蔭通溝、來預鈞天樂、歸分漢主憂、宸章類河漢、垂象滿中州、(唐詩選)

此は、暮春朝集使と云つて、郡國の刺史の朝參するものが、事濟みとなつてまた己が任地へ歸るを送つて、其の勞を慰めた作である。應制と云ふことは天子の命に應じて作ることである。王維は官は尙書右丞に至つた人で、佛を好み孤居すると三十年、書畫共に巧て頗る神韻のある詩を作つた。李杜に次ぐ盛唐の高手である。

詩の意は萬國は今や此の宗周(唐朝を周に比擬して云ふ)を仰ぎ、使臣は衣冠を正して冕旒(天子の冠の飾)を拜することである。天子は玉乘にめして今日の大客(朝集使)を出迎へ玉ひ、やがて金節(使節に分つ通行券)を授けて諸侯を送られる。其の祖席(送別の宴席)には三省(侍中、中書、門下)の人々は舉りて預り、使臣は意氣揚々として、車の帷をかゝげ連ねて、九州(諸侯の各任地)に引き返す。暮春のこと、て楊花は上路(禁城の大路)に沿うて飛び、槐の並木は御溝に蔭を映して居る。今日の使臣は來朝しては鈞天樂(天帝の樂以て天子の催される音樂をいふ)を預り聞く光

榮を得、任地に歸つては、天子の憂を分擔して其の事に當るのである。使臣に賜へる宸章(天子の御製)は河漢(天の川)の文章の花やかに天にかゝつて象を四海に垂れ、其の影中州(中國と云ふに同じい)に満つるを海内具瞻する如く、各使臣が奉持し歸つて右文の化を仰ぐであらう。

女子師範學校師範學校女子部高等女學校志願者の分

左は本紙に句讀反り點送り假名を附し別紙に解釋をなすべし

(一) 孟子曰、欲貴者人之同心也。人人有貴於己者、弗思耳。人之所貴者、非良貴也。趙孟之所貴、趙孟能賤之。詩云、既醉以酒、既飽以德。言飽乎仁義也。所以不願人之膏粱之味也。令聞廣譽施於身、所以不願人之文繡也。(孟子)

本文は孟子が天爵の貴さを論じたもので、意味は人の富貴を欲するは人々の同じ心である。しかし人々には、己に富貴よりも貴きものが備はつてある。其は仁義禮

知の性である。然るに世人が之に心づかないのは自ら考へて見ないからである。全體人がしてくれた富貴の位地は眞の富貴ではない。例へば趙孟(此は晋の文公の執政)が富貴にした所は、趙孟また之を賤しくすると出来るわけであるから、貴き天與の徳性の王侯の權威も之を奪ふとを得ぬには比すべくもない。詩の大雅に既に醉ふに酒を以てし既に飽くに徳を以てすとある通り、徳に飽くと云ふことは十分に仁義を身に體したを言ふので、即天子の徳性を保全して所謂天爵を有する者であるから人の膏梁の味を羨み求めず、また天爵に伴隨する令聞(世評)廣譽(天下の名譽)を以て身を飾るから人の文繡(美衣)を羨み願はぬのである。

左は句讀反り點送り假名を附し傍線を施したる處のみを別紙に解釋すべし

(二)某啓、示及新詩、皆有遠別惘然之意、雖兄之愛我厚、然僕本以鐵心石腸待公、何乃爾耶、吾儕雖老且窮、而道理貫心肝、忠義填骨髓、直

須談笑於死生之際、若見僕困窮、便相於邑、則與不學道者、不大大相遠矣、兄造道深、中心不爾、出於相好之篤而已、然朋友之義、專務規諫、輒以狂言、廣兄之意、爾僕雖懷坎壈於時、遇事有可尊主、澤民者、便忘軀爲之、禍福得喪、付與造物、非兄僕豈發此、看訖便火之、不知者以爲詬病也、(八家文)

吾が儕は老い且困窮するも、心肝には道理の一貫するものあり、骨髓は忠義で固めて居るものなれば、死生の際と云ふ生きるか死ぬるかの際にも、只だ談笑して平氣であるべきである。新詩には色々僕の境遇を哀まれてあるが、僕の困窮を見て斯く憂へ給ふならば其はまだ道を學ばずして道理の何たるかを知らぬ凡俗の輩と、大した相違はないではないか。

左は句讀反り點送り假名を附し別紙に解釋すべし

(三)封太夫、破播仙凱歌

岑 參

漢將承恩西破戎捷書先奏未央宮天子預開麟閣待祗今誰數貳師功(唐詩選)

封太夫は、唐玄宗の天寶十年、安西節度使高仙芝の判官として、播仙即吐蕃今の西藏部落を征伐した人で、此の詩は其の凱旋を稱美した作である。作者岑參は盛唐有名詩人で、多く邊塞の作に長じ、高適と並稱して高岑と云はれたものである。

詩の意味は、漢の將軍は天子の恩命を拜して、西方の戎を破つて、捷報は逸早く未央宮まで届いた。天子は之を叙感あつて、預め麟閣(漢代功臣を圖せし閣の名)を開いて其の功臣を圖して譽を後世に迄傳へようと待ち受けて居られる。今日の封太夫は、漢の李廣利にも優つた戦功なれば、今日よりはまた貳師將軍(李廣利のこと)の功績を彼此云ふものなからう、詩は當代の事を云うたのであるが、未央宮と云ひ、麟閣と云ひ、貳師と云ふは、皆漢の故事を借りたものである。

●第二十回 豫備試験 (明治二十九年八月)

解 釋

(一) 掛卷も畏き天皇大御自皇軍をあともし賜ひて遠くもいでましあるは皇子達大軍將としても言向賜へれば大臣達前つ君達いづれか仕へ奉らざらんまけのまにく草臥尸水沈尸といそしみ仕へ賜へるなりさるを職の制定りてよりは文官武官品わかれて三公納言皆文官におはしませば遠く御軍を率ゐ賜ふとかけてもなく大將中將武官の長におはすれどこれはたやむごとなき極にて猛きふるまひおはすべくもあらず源多卿の上表に臣族非將種門謝兵家とある如く自然うま人は武き業にはうとくなりゆきて將種兵家は下にのみなむ出來にけるこれ上つ代ならんには何れか將種ならざらん誰

かは兵家ならざらんこれなん官職の制度にして骨の手ぶりの變れるものなり代々ふるまゝに藤原氏の勢彌増して御堂殿にいたりて望は月のみちにみち足らひにたらひて心のまにゝなりしかば後三條の御門をうれたみ賜へる御心よりして白河院院中に御政行はれ自ら將種兵家をめし仕ひ賜ひしかば名の代とうつるべき葦芽始めてこゝにきざしにけり

言の葉にかけて申さうも恐れ多い天皇が、御自身に皇軍を率ゐ給ひて遠く征討にお出かけなさり、或は皇子達が將帥として征討の事に任じて、不廷の徒を服従せしめ給へば、大臣及び其の他の高貴の朝臣等、いづれも軍事上の任務に服し、任命のまゝに、山行かば草臥す屍、海行かば水づく屍と覺悟して、勤め事へられたのである。然るに官職の制定されてからは、文官武官の區別が出来て、太政大臣、左右大臣、納言等の太政官中の重い役は、皆文官であれば、皇軍を率ゐて遠征するとは少

しもなく、大將中將は武官の長であられるが、これまた貴い極で、猛き行爲などあるべくもなく、源多卿の上表の文にも、私の族は將帥の家柄でありませんから、門前に兵家の來訪を謝絶するといふ意の文がある如く、自然高貴の人は武き業には疎遠になり行き、將たる族、兵たる家は、身分低い處にのみ出來た。これが上代なら貴も賤も何れか將種でなからう。誰か兵家でなからう。これこそ官職の制度で、上代のカバネによりて氏族の高卑を區別し社會の秩序を保つた風が變化したのである。代々を経過するに従つて、藤原氏の勢力が彌々盛になつて、御堂關白道長に至つては、自ら「この世をばわが世とぞ思ふ望月のかけたるともなしと思へば」と詠じて、萬事満ち足りて心のまゝに振舞つたれば、後三條帝之を憂ひ給へる御心より、藤氏を抑へる計畫を立て給ひ、遂に白河院が院政を行はれるとになつて、御自身に將種兵家を召し仕ひなされたれば、天下の實權が武門に移つて、朝廷は只虚名を擁する御代と變遷すべき葦の萌芽が始めてこゝに生じた。

右の文中源多は仁明天皇の皇子で源姓を賜はつた人。

（二）自然淘汰 萬有 人格 輕文學 純文學 刹那 一機軸を出す 中原の鹿誰が手に落つ

自然淘汰とは人為淘汰に對する語で、動植物の適者生存の理に基いて、優れた物が残存し、劣つた物が亡滅するをいふ。進化論上の語である。

萬有とは宇宙間に存在するすべての物。

人格とは人間に特有なる高尚の知的及び道德的の屬性を具へて居る個體及び個性を指す。即ち自己意識的て合理的の思想と執意とを營む個性を人格性といひ、かかる個性を具へて居る個體を人格といふ。

輕文學と純文學とは同一である。文學には主として知性に訴へて理會せしめようとする性質の者と、主として感性に訴へて自家と同一の情趣を起さしめようとする性質の者とある、哲學、史傳、評論等に關する文の如きは前者で、詩歌小説戯曲の如きは後者である。前者を硬文學といふに對して、後者を軟文學、又は輕文學といひ、或は純文學といふ。

刹那とは梵語で極めて短い時間の名。仁王經に「一念中に九十刹那あり」とあり。俱舍論には「百二十刹那を一怛刹那となし、六十怛刹那を一臘縛となし、三十臘縛を一須臾となし、三十須臾を一晝夜となす。」とある。

一機軸を出す機ははた織る機械、軸ははたの經を卷く者、邦語チキリといふ。舊に依らずして別に一新工夫を出す隱喩。

中原の鹿云々中原は天下の義、鹿は帝位に譬へる。天下は誰の手に歸するかといふ意の隱喩。史記淮陰侯傳に「秦失其鹿。天下共逐之」云々の語があり、又北史に「若遇光武當並驅中原。未知鹿死誰手」とあるより出た語。

（三）色厲而内荏譬諸小人其猶穿窬之盜也與（論語）

色は顔色を主として言ひ、内は心で、小人とは細民をいふ。外に威嚴を持しながら内心柔弱な者は、たとへば田野の細民が、外表を飾つて内實を隱蔽しようとするに似て、内外の一致を貴ぶ君子の所爲ではない。其は恰も、壁を穿ち牆を踰えて人の財をぬすむ盜の如き者で、實なくして名を盗み、常に人に知れるとを恐れて居る

憐むべき者である、との意。

(四)其言之不怍則爲之也難(論語)

君子は實行を貴ぶ。其の言を容易にしないのは、其の實行の困難を知らばである。然るに軽々しく大言して、其の實行の伴はぬを恥ぢぬ人は、始めから實行しようといふ心がけの乏しい人であるから、其の言を實行するとはむづかしい。斯様な人は先づ大抵は實行が言に伴はぬものであるとの意。

(五)可以取。可以無取。取傷廉。可以與。可以無與。與傷惠。可以死。可以無死。死傷勇。(孟子)

義として取るべき財物利祿の類は取つてよいが、義として取つてはならぬ財物利祿を取れば、廉即ち貪らぬ美德を傷害する。義として與ふ可き物をば與へて宜しい。しかし義として與ふべからざる物を與へれば、惠即ち人に恩惠を施す美德を傷害する。又義として命を棄てるべき場合もあるが又然らざる場合もある。命を棄てるべき

きてない場合に命を棄てれば、其は勇即ち敢爲の美德を傷害することになる。故に君子は取與進退すべて義に従ふを貴ぶとの意。

(六)夫云婦德不必才明絕異也。婦言不必辯口利辭也。婦容不必顔色美麗也。婦功不必功巧過人也。清閑貞靜。守節整齊。行已有恥。動靜有法。是謂婦德。擇辭而說。不道惡語。時然後言。不厭於人。是謂婦言。盥浣塵穢。服飾鮮潔。沐浴以時。身不垢辱。是謂婦容。專心紡績。不好戲笑。潔齊酒食。以奉賓客。是謂婦功。此四者女人之大德。而不可乏之者也。然爲之甚易。唯在存心耳。古人有言仁遠乎哉。我欲仁而仁斯至矣。此之謂也。(賢母錄)

女子に婦德、婦言、婦容、婦功の四つの心得がある。夫れ婦德といふは必しも才能聰明の絶倫異常なるをいふのでない。婦言とは必しも辯舌利口をいふのでない。婦容とは必しも顔色の美麗をいふのではない。婦功とは必しも業の巧なると人に勝

つて居るをいふのではない。心清くのどやかに、正固静穩の徳を備へ、物事節度を守つて、整齊と規律正しく、身の行は恥を知つて爲さぬ所があり、立居振舞に法度あるを婦徳といふのである。言語を選択して述べ、悪い語を發せず、言ふべき時が來て、然る後に言葉を發し、人に厭はれぬを婦言といふのである。けがれを洗ひ清め、身のまはりの飾りが鮮かに潔く、沐浴も爲すべき時にし、身が垢つさけがれぬを婦容といふのである。一心に紡績の業を勉めて、戯れ笑ふとを好まず、酒食を潔く整然と調理して、賓客にすゝめるを、婦功といふのである。この四つは女子の大なる徳で、無くてならぬものである。然しながら之を爲すとは、甚容易である。其は唯我が本心を存養するに在るのみ。古人の言にも仁遠さか。否我が仁を欲求すれば、仁は直に來る故に、極めて近いものであるとある如く、人間の本心を存養して、外物の爲に誘蔽されることがなければ、この四徳は直に得られるものである。

讀方

(七)天下之患莫大於不知其然而然。不知其然而然者。是拱手而

待亂也。國家無大兵革幾百年矣。天下有治平之名而無治平之實。有可憂之勢而無可憂之形。此其有未測者也。方今天下非有水旱盜賊人民流離之禍。而咨嗟怨憤常若不安其生。非有亂臣割據四分五裂之憂。而休養生息常若不足於用。非有權臣專制擅作威福之弊。而上下不交。君臣不親。非有四夷交侵邊鄙不寧之災。而中國皇皇常有外憂。此臣所以大惑也。(八家文)

(八)學部設翰林院之必撤勢也。然撤乎。則舊日諸太史無以爲疏通計。留乎。則政界多一間官。即國家多一間費。惟派遣遊學則不特間費可省而已。翰林之才具明敏。年力富強者。尙得以他途顯爲疏通計。固宜爾爾。(申報所載派遣翰林遊學之利病觀一節)

注意 解釋及び讀方を通じて四時間とす

設句

(一)左の語につきては音韻の變化を説明せよ

なんくとす(垂)

とほたふみ(遠江)

いはゆる(所謂)

Nari namu 成りナムが發音の比較的容易なるに就かんとする一般的傾向に従つて、母音を脱落し子音を變化して Nari nan となり猶りは次の子音 n に同化せられて nan nan となれるなり。

Toho tsu awanai が發音の容易なるに就く傾向に従つて、母音の脱落と轉化とを経て、Totsu omi となり、猶子母音の脱落と轉化とを経て Totomi といふ益容易なる發音に従へるなり。

Ha ruru が發音の容易なるに従つて子音を轉化して Iwaruru となり、又ルルの

同音重複して發音の困難なるは、不同化作用によりて前のルの子音 r が y に轉じてこゝに Iwa yuru となりぬるなり。

(二)左の例につきて動詞と形容詞との區別を説明せよ

有り 無し 靜かなり

邦語にては獨立して意義を有する作用言(活用ある語)中、久活、志久活と稱する一種の活用を有する語が、多くは事物の性質状態を形容する性質を有する故に、此の活用形に屬する語を總べて形容詞と稱し、然らざる者を動詞と稱す。有りとは無しとは、共に獨立して意義を有する作用言にして、無しは、久活(ク、ク、シ、キ、ケ)の活用を有すれば、之を形容詞とし、有りは久活、志久活ならざる故に之を動詞とす。(動詞に九種活用ありて、有りは其の良行變格活用の動詞なるとは、言ふ迄もなし)靜かなりは靜かにありの約にて、ありは前記の有りと同じく動詞。靜かには事物の有様を形容したる語なれど、活用を有せず。邦語文法の形容詞は、前述の如きものなれば、かゝる類の語は別に副詞と名づけて、形容詞とは稱せず。

(三)抒情詩叙事詩戯曲詩の區別如何

抒情詩とは自己の理想感情を歌へるものにて、叙事詩の客観性にして事物の叙述に止まらんとするに異り、内部の情感主にして、外界の事物は只内部の情感を刺激する動機を興へたるに過ぎず。漢詩和歌俳諧今様小謠の如き類是なり。これ等韻文體の抒情詩の外に散文體の抒情詩あり。方丈記の文章、芭蕉の俳文等の如き是なり。叙事詩は客観的に過去の事件を叙述するもの、即ち或る出来事の首尾を整へ前後をまとめ、文辭につゞりなせるものなり。平家物語、太平記の如きは、散文體の叙事詩と稱すべきものなり。戯曲詩は抒情詩叙事詩の兩者を合せて、事實と感情とを錯綜連続せる者なり。故に戯曲にはすべての詩の技巧を要し、一方には叙事詩と同じく事柄の終始を眼前に示すと共に、其の事柄は人間の情より湧出したるものならざるべからず。徒らに事件の外相を記述するに止らず。外相よりも寧ろ外相を生ぜし人の内心を能く描寫せざるべからず。而して之は劇に演ずるものなれば。一編の構成上、幕の數と、場の數とを適宜に分ち、對話の部分(韻語)を補ふに人物の舉

動、場の光景を示す部分(散文)を以てするものとす。我が近松の淨瑠璃の如きは嚴密の意義に於ては少差ありといへども、其の操り芝居に演ぜし點より見ればまづは戯曲と稱すべき者なるべし。

(四)弘法大師日蓮上人の時代に於ける國文學の狀況如何

空海の世に出でたるは平安朝の初期にて、當時は漢文學流行し、空海と書法を競はれたりといふ嵯峨天皇の如きは、最も詩賦を好ませられたれば、上下風をなして、凌雲集、文華秀麗集、經國集の如き勅撰詩集も順次に成り、空海も亦漢詩文に長じたりき。この風尚に壓せられて和歌は暫く影を潜めたり。古今集中には當時の作もまじれりと思はるれど、餘り多くはあらざるが如し。今日に傳はる神樂催馬樂の中にも當時代の作も或はあるべしといへども、それはた明ならず。而て今様歌の形式は當時に濫觴せしものなること、伊呂波歌が空海の作と稱せらるゝによりて察せらる。

日蓮の時代即ち北條時頼時宗等執權の頃は、政治の中心地は既に鎌倉に移り居た

りしにも拘らず。文學の中心地は猶京都に在りしもの、如し。而て京都搢紳の勢力衰へしと相伴うて、舊形式の文學は衰殺の光景を現じ、武士の勢力の隆々たると同時に、所謂軍記物即ち保元物語、平治物語、源平盛衰記、平家物語の如き時代的特色ある者を生みぬ。惜いかなこれら諸書は、其の著者も著作年月も明ならずして、唯大體に於て此の時代前後に成りしものなるべしと推察し得るのみ。古今著聞集、十訓抄の如きもこの時代の作の著名なる者にて、紀行文に阿佛尼の十六夜日記あり。和歌には續後撰集、續古今集、續拾遺集等の勅撰あれど、和歌の師範家の愚なる束縛のもとに、陳腐なる思想をくりかへせるのみ。殆ど觀るに足るものなし。要するに日蓮時代は文學は盛と稱するには足らざれども、女性的なりし平安朝の文學漸く衰へて、男性的文學の發生を見、文學は女流の手より男子殊に僧侶隱者の手に移り、隨つて其の外形内容共に、漸く剛健質素に傾き來りて、一面には教訓的なる作をさへ見るに至れると同時に、一面悲哀厭世の風を現じたる時代にて、文體の上に於ては漢語と和語の調和を計つて、漸く和漢混和の文體を生じたる時代なりとす。

(五) 詩の古體と今體との區別を説明せよ

古體詩と今體詩との區別は、平仄韻字の法式及び字數句數の長短に於て、前者は比較的拘束少きに、後者は甚嚴密なる拘束あるに在り。詳言すれば平仄法に於て前者は何等一定の法式なきに、後者には二四不同、二六對等の法式嚴然として存し、押韻に於て、前者は一韻到底、換韻共に隨意にして、且つ平韻仄韻共に自由なるに、後者は換韻を許さず、平韻を押すを常法とし、字數句數の長短に於て、前者は三言、四言、五言、六言、七言以上十餘言に至るもありて、句數も長短甚拘らざるに反し、後者は通常は五言と七言とに限られ、絶句は四句、律詩は八句と一定し、只排律のみは句數の律詩より多きを定めとせるのみにて其の以上に句數の制限なきを特例とするのみ。且つ前者には對句法に定式なきに、後者は絶句を除く外は、首尾四句を除く外、對句を用ふるを常法とす。猶瑣末の點に至りても、多少相違の擧ぐべき者あれど、要するに前者は法式の比較的簡單なるに、後者は甚だ嚴密なる點に歸着する者なれば、繁を避けて一々擧げず。

(六)六書の區別及其實例を示せ

(1)象形。物形にかたどれる文。𠄎、𠄎、𠄎、𠄎、𠄎、𠄎等の如し。

(2)指事。數量方向等一定の形なきものを符標的にあらはしたる者。一、二、三、ニ

(上)一(下)などの如し。

(3)會意。二個の文字を結合して意を會得せしめたる者。明、信、武、等の如し。

(4)形聲。象形指事の文を以て事物の屬類をあらはし、各種の文字の音を假りて聲をあらはし以て一字を合成せる者。江、河、詩、賦、等の如し。

(5)轉注。既成の文字を意義上關係ある異音の語に轉用せる者。度ドを度タクに數スウを數サウに轉用せるが如し。

(6)假借。既成の文字を同音異義の語に借用せる者。鳥名の燕を借りて燕安の燕とし然燒の然を借りて然諾の然とせるが如し。

右の内轉注は古來諸説紛々たり。今其の最も妥當なりと信ずる所の説に據り、異説は缺略に従ふ。

(七)左の人名を時代の順に排列せよ

駱賓王 陳思王 朱彝尊 曹大家 陸放翁 李夢陽 昭明太子
謝靈運 李翱 宋景濂

曹大家(後漢) 陳思王(魏) 謝靈運(六朝宋) 昭明太子(六朝梁) 駱賓王、李翱(唐) 陸放翁(宋) 宋景濂、李夢陽(明) 朱彝尊(清)

作文

(一)婚禮を祝ふ文 (二)死亡を弔ふ文

國文漢釋

(三)命もいらす名もいらす官位もいらぬ人は始末に困るものなり
此の始末に困る人ならでは艱難を共にして國家の大業を成し得られぬなり (西郷南洲遺訓)

注意 設問作文を通じて四時間とす

第二種の受験者は設問第七作文第三に答ふるを要せず

不愛生不愛名不愛官位者威武不能屈之名利不能誘之非如是人則不可得共艱難而成
國家之大事矣

●第二十回 本試験 (明治四十年二月)

設問

(一)小學校に於ける文法の教授案を示せ

高等一學年教授案(一時間)

- 一、題目 崇敬語
- 二、教材 高等小學讀本卷一第十二課
- 三、目的 おはす、たてまつる、給ふ、申すの四崇敬語の意義用法を知らしむると同時に、すべて崇敬語とは如何なるものなるかを知らしめんとす。
- 四、教法

1 豫備

- イ、この前の時間には何を學べりや
- ロ、日本武尊は如何なる御身分の御方なりや。
- ハ、さる高貴の御方の事を話すには如何なる言語を用ふべきか。
- ニ、今日はうやまひの言葉につき教ふべし。

2 提示

讀本を開いて第十二課を讀ましめ、其の文中より崇敬語を摘出せしむ。(例へば「勇壯におはしけり」胸をさし給へり」申したてまつるべし」等。)

おはす、たてまつる、たまふ、申す四語の意義を詳説し、おはす、たまふの二語は、うやまはるゝ人の方に用ひ、申す、たてまつるはうやまふ人の方につけて用ふる語なると、たまふ、だてまつるは獨立して用ひられたる時と、他の動詞の下に附屬したる時とは、意義大に異りて、しかも崇敬語たるに於ては、同一なるを説明す。

3 比較

「勇壯におはしけり」従ひたてまつらず」しばらくまち給へ」日本武尊と申したてまつる」を、敬語を用ひぬ文に改めしむ

猶右四語の外口語文語を通じて、うやまひの言葉を挙げしむ。

4 統括

うやまひの言葉とは如何なるものなるかを、なるべく完全に言ひあらはさしむ。

5 應用

左の文を板書し、問答法を以て順次に文語體に改めしむ。

日露戦争の時、陛下は廣島においてなさつて、不自由な狭い室で、事務をおとりなさいました。或る人が別に廣い室を新築させようと申し上げましたが、戦地に居る兵士の苦勞を思へば、此の位な不自由は何でもない、仰せられて、御ゆるしなさいませんでした。

(二) 文法と修辭學との限界如何

(第十五回本試験設問 (二) と重複するを避けて解答を略せり)

(三) 左の書を解題せよ

和字正濫抄 歌袋 悦目抄 玉霰 和訓栞

和字正濫抄(わじしやうらんせう)は僧契冲の著にして和字の沿革、體用、變化等を説き、假字遣のことに及べり。第二卷には「定家假名遣」の事、悉曇の事、五十音の事、其の他平假字、片假字、いろはの字體、いろはの略注等に就いて述ぶる所あり。第二卷以下に於て、主として假字遣の事を論じたる書なり。

歌袋(うたぶくろ)は富士谷成壽の著にして、歌詞及歌の法則を説けり。六卷ありて、六則、六運、五體、歌人名檢字の目あり。

悦目抄(えつもくせう)藤原基俊の著にして、詠歌に必要な諸注意を説ける歌論の書なるが、中に少しく假名遣を論じたり。これ假名遣を論じたるもの、中にて最古きものなり。

玉霰(たまあられ)本居宣長の著にして、歌詞及び文字の誤謬を論じたるもの。

當時一般の歌人はた文人の古法にくらく、只管近世の流行に盲従するものゝ爲に、歌と文章との二部に分けて、互爾波及び用語の古意を説明せるものなり。

和訓栞（わくんのしをり）谷川士清の著にして前中後の三篇に分ち、前篇は四十五卷、中篇三十卷、後篇十八卷より成り、名詞及び動詞（俗語もあり）等を五十音順に排列網羅したる辭書なり、是我が邦維新以前に出でたる辭書中、比較的完全なる體裁を備へたる大辭書なり。

（四）朱陸學術の異同

朱子の學説は、周子の太極圖説より出でたるものにして、太極は天地未だあらざるの前已に自存自立して、一毫の増損なく、以て無終に亙るものなり。太極の二原動力は動と靜、換言すれば陰陽なり。理氣の二此より出で、理は動よりし、氣は靜より出で、以て循環極なく、萬物發生の原因を成すものなり。而して諸種の生物は均しく太極の理を有するものなれども、氣を受くるの精粗によりて大に差異あり。人は萬物の中において陰陽の正を得たるものなり。故に人性は理にして太極と同一

なり。而して太極に理氣あるが如く、性にもまた本然の性、氣質の性あり。本然の性は理によりて發し、氣質の性は氣によりて生ず。氣に精粗あり、故に氣質の性に精粗の別あり。精粗の別は即ち人の性に善惡の別るゝ所以なり。已に人性に精粗の別ありて善惡の別あるを免れず。故に人は其の氣質の性を脱して、人欲を離れ本然の性に復し、その理を全うせざるべからず。其の之を爲すや須く聖賢の遺書を讀み、事々物々皆理を究めて、其の知を達し、一旦豁然として萬物の理を了得し、以て聖域に到達すべしと。是朱子の學説なり。

陸子は然らず。先づ太極説に就いて朱子の説を否定し、朱子の人心道心を以て本然氣質の兩性に配せしを非なりとし、總て學問の道は外にあらずして、内にあり。古人の文字にあらずして、その精神にあり。學を爲すの工夫は、只だ人々自己の内心に思索をなすときは、一切の理知り得ざる所なし。人の道を知らず又惡を行ふを敢てするは、唯是れ思索せざるが故のみ。夫れ心を外に馳せて物を逐ふが如きは、自己の心、一身の主なることを忘れたるものにして、凡そ人に惡あるは欲のために

その心外物に掩はるるが故なり。苟くも人欲を去れば、心清明にして義理自ら見はるべしと。是れ象山の學說にして、朱子の經驗論者なるに對して、象山は唯心論者なりと云ふべし。

(五)左の文を文章法の上より解剖せよ

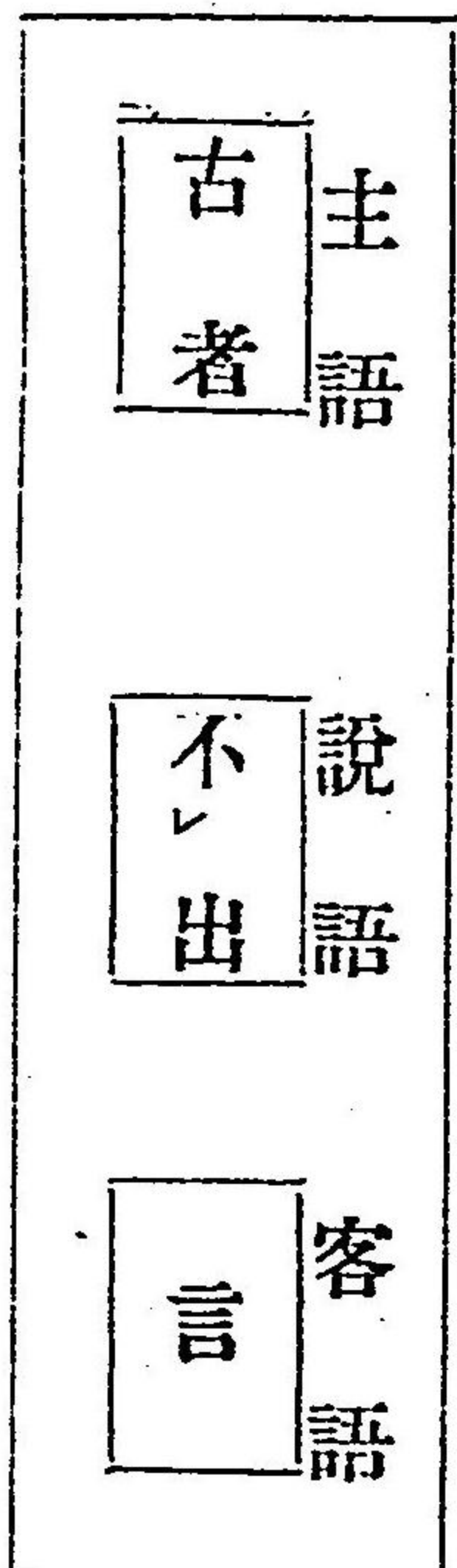
古者言之不出、耻躬之不逮也(論語)

此を書き換へて見ると左の如し。

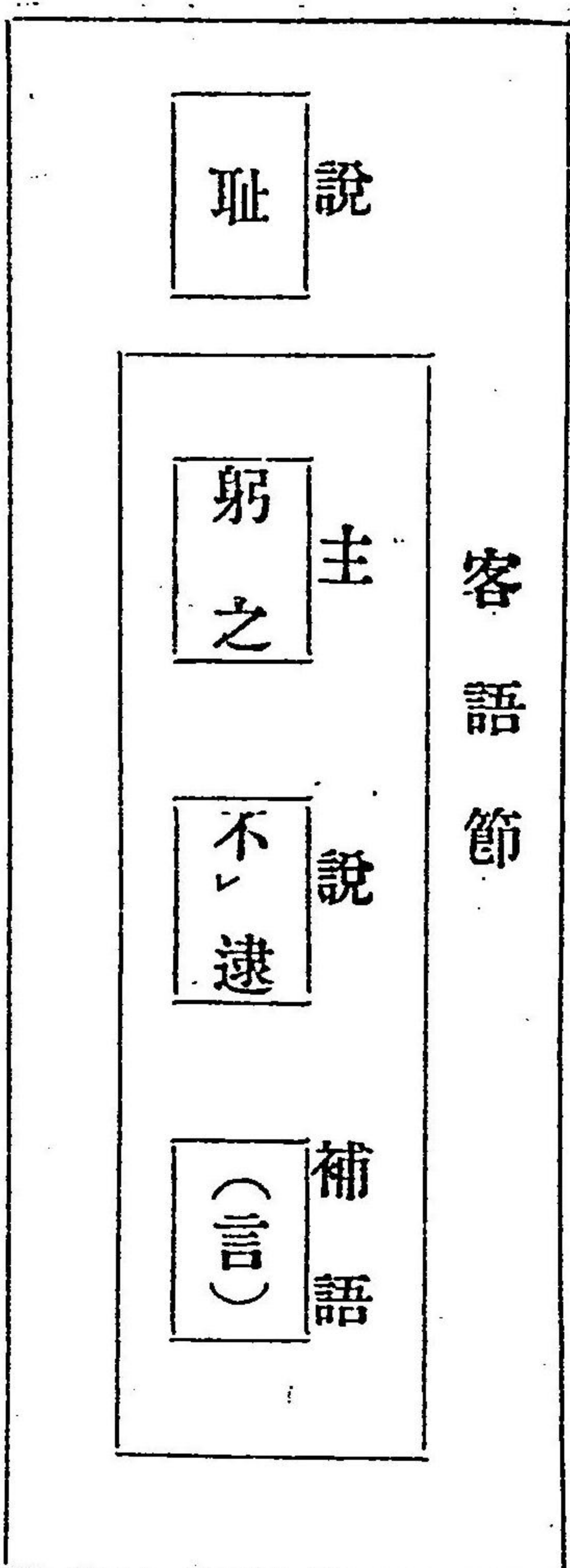
古者不出言耻躬之不逮(言)也

此の文を解剖すれば即ち左の如し

第一 主部



第二 説部



即ち第一は主部、第二は説部である、

(和田萬吉氏の文典に據る)

作文 (普通文)

高等女學校開校式の祝辭

(注意) 問題毎に毛筆にて別紙に認むべし、設問第四第五の二問は第二種の受験者には課せず

解釋

(一)をととも女もわるものは僅に知れるかたの事をのこりなく見

せつくさんと思へるこそいとほしけれ三史五經のみち／＼しきか
 たを明にさとりあかさんこそあいぎやうなからめなどかは女とい
 はんからに世にある事のおほやけ私につけてむげに知らず至らず
 しもあらんわざと習ひ學ばねどもすこしもかどあらん人の耳にも
 目にもとまる事じねんに多かるべしさるまゝにはまんを走り書
 きてさるまじきどちの女ぶみに半ば過ぎてかきすくめたるあなう
 たてこのかたのたをやかならましかばと見ゆかし心地にはさしも
 思はざらめどおのづからこは／＼しき聲に讀みなされなどしつゝ
 ことさらびたりこれは上らうの中にも多かる事ぞかし(源氏物語)

本文は源氏物語の帚木の一節である。今風に云へばお天馬な女を戒めたものであ
 る。男でも女でも下賤なるものは少しばかり知つた方面の事をも残りなく見せたが

り知つた振りをするのである。實に淺はかな心根が見え透いてふびんなものである。

三史(史記、左傳、漢書)五經(詩、書、易、春秋、禮記)の類の専門家めいた事をも
 我は顔に一々云ひ明かさんとするなどは女としては餘りに愛敬氣もないことであら
 う。なにも女と言つたからとて、世間の公事にも私事にも、一向に知らず通ぜずと云
 ふことがあらうか。少しは心得て居るものである。わざ／＼學ばずとも、少し才氣
 のある女は、耳にも目にも止まる事の自然に多いものであるが、知つたがまゝに漢
 字を走り書きにして漢字を用ひるにも及ばない知人同志間の文へ、許多の漢字を書
 き込めなどしたは、貫ひたる方の人も餘りよい心持ちはせず、嗚呼出過ぎたるわざ
 かな。今少しおだやかに女らしからばなど思ふことである。よしや見る心持ちには
 さうも思はないとしても、自然と讀み上げる場合には、ごつ／＼と聞き取れてわざ
 とらしく感ぜられるものである。此の弊は下賤の者に限らず、上臈(貴人)の中にも
 往々ある例である。

(二) 秋吹く風に耳欬て、故郷の鱸の鱠思ひ出でけむ人こそげにさ

る事とは覺ゆれ岸の額に老の浪をたゝみて直なる針に王公の位を釣り得し翁はうらやましくもあらず我はたゞ世を捨舟に棹して山陰のしづけく水草の清からむあたりに息の緒のかきり心を遣りてうへなき樂とはなしぬべきぞかし(泊陌文藻)

秋風の起ち初めて、故郷の鱸の鱠の美味なることを思ひ出しては、忽ち駕を命じて郷里に歸つた晋の張翰がことは、實にもとうなづかれることである。額に老の年浪のよるとも知らず、西伯のよく老を養ふことをさし、渭水の涯に直な針を以て釣を垂れて、西伯に見出されることを待ち受けて居つた處、忽ち周の太公望とて師父となつてまんまと王公の位を釣り得たりし呂尙がことは羨しくもない。我はたゞ浮世をよそに舟に棹し、山陰の靜なる處水草清きあたりに、老の餘命のあらん限りを樂しく氣まゝに日を送り年を迎へて、最上の樂事とはなしたいことである。故郷の驅云々は晋書張翰傳に「齊王辟爲大司馬東曹掾。因秋風起。思吳中菰菜蓴羹鱸魚膾。曰

人生貴得適意。何爲羈宦數千里以要名爵乎、遂命駕歸」とあるを引き、水草清き云々は玄賓僧都の「外國は水草清し事しげき君が都は住まぬまされり」とある歌を用いたものらしい。

解釋及讀方(第一種受験者の分)

(一)詩云。追天之未陰雨。徹彼桑土。綢繆牖戶。今此下民。或敢侮予。孔子曰。爲此詩者其知道乎。能治其國家。誰敢侮之。今國家間暇。及是時。般樂怠敖。是自求禍也。禍福無不自己求之者。詩云。永言配命。自求多福。太甲曰。天作孽猶可違。自作孽不可活。此之謂也。(孟子)

(注意) 本紙に句讀反り點送り假名を附し別紙に解釋をなすべし

本文の前には「國家間暇及是時」明其政刑「雖大國」必畏之矣」とあるので此の義理を説明する爲に、詩經幽風の鴟鴞篇を引用したのである。詩の意味は天の未だ陰雨せざる時に於て桑土(土は桑根の皮)を拾つて牖(氣を通ずる所)戸(出入の

口)の小破を綱繆(補葺すること)する。既に牖戸を補葺してしまへば、最早安全である。(此は國家間暇ある時に、其政刑を明にすることの譬へである。)そこで小鳥が自ら思ふには、我が患に備ふる所此の如し。今日下に居る所の人で誰あつて我を侮る者があらうかと。(今此下民は詩經では今汝下民となつて居る。此は小鳥を借つて周公自ら言ふのである。)孔子も此の詩の作者を賛して道を知る者かと言つて居るのである。如何にも其通りで、君たる者が其國家をよう治めたならば何處の人が此の國を侮らうか。決して侮らない。今日は君の國家も間暇(外患もなく内憂もない)であつて、此の時こそ詩の所謂牖戸を綱繆すべき日である。それにもかゝはらず般樂(盤旋して楽しむこと)怠敖(政事をあつたつて遊ぶこと)を事とするなどは、自ら禍を求めることである。總じて禍も福も外から降つて來るのではなく、皆自分と招くものである。また詩には永く天理善道に合するやうに勤めて、自ら盛大の福を求むとも言つてある。(此は詩の大雅文王の篇)また尙書の太甲篇には天の作せる孽(火災水害等)は避ける方法もあらうが、自身に作つた孽(政刑を修めずして國家の亂れるなど)は免れることが出來ないとあるのは皆禍福は自ら招くものであるといふことを戒めたのである。

(二) 送李少府貶峽中王少府貶長沙

高適

嗟君此別意何如。駐馬銜杯問謫居。巫峽啼猿數行淚。衡陽歸雁幾封書。青楓江上秋天遠。白帝城邊古木疎。聖代即今多雨露。暫時分手莫躊躇。(唐詩選)

此の詩は李少府(少府とは縣尉と云つて今の地方官屬の類)が峽中(四川省の夔州府に屬する地名であつて、瞿塘峽、巫峽、歸鄉峽と云ふのが此の中に連亘して居る)に貶謫せられ、王少府が長沙(衡山の陽なる長沙府を云ふ)に貶謫せられて行くに當て餞飲をした時の作である。

嗚呼二君は今や貶謫されて、遠く相別れようとする。心中の悲傷如何ばかりぞ。別るゝにのぞみて馬を駐め互に杯を口にして餞飲をする間に、二君の行かれる處を

問へば、李少府君は峽中とのことなれば、彼の古記にもある峽中名物の猿の聲に旅情を痛められることであらう。(峽中は猿が多くて有名の處、宜都山川記に「峽中猿鳴、行者歌曰、巴東三峽、猿鳴長悲、猿鳴至三聲、聞者淚沾衣」とある。)また王少府の君は長沙と云ふことなれば、彼の衡山の南に回雁峰といふのがあつて、雁も其れより南には行かないと云ふことなれば、歸雁に遇ふことも稀であらうから、歸雁につけての故郷の音信を、得ることはまれであらうと思ふ。(雁書の記事は漢の蘇武が匈奴に虜はれて居つた日に、雁の足につけて手書を飛ばした。漢の天子が上林に獵をして獲た雁の足を見て、武は大澤の中に在りと書いた蘇武の手書を得て、蘇武のまだ生存して居るのを知つたとある。)行きて青楓江(長沙にある江流)上に至らば秋の空高く澄んで遼遠の感に堪へないであらう。(王少府が上にいふ)またかた方には白帝城(四川夔州府治東、公孫述據蜀、殿前井中嘗有龍、出、因自號曰白帝)とある(邊に達して古木蕭條なるを見たなら如何に淋しいとであらう)。(李が上に云ふ)二君の行かるゝ處先以てかくの通り悲痛の感に堪へないのであるが、歸つて思へば、

今日は聖天子の御代で、度々雨露の恩澤が下ることなれば、只今暫時相別れて行くとも、程もなく召しかへされて都に戻られることであらうから、躊躇することなく途に就かれよと、其の心を慰めたものである。

(三)昔者先王之爲天下。必使天下欣欣然常有無窮之心。力行不倦而無自棄之意。夫惟自棄之人則其爲惡也甚毒而不可解。是以聖人畏之。設爲高位重祿。以待能者。使天下皆得踴躍自奮。拔援而來。惟其才之不逮。力之不足。是以終不能至於其間。而非聖人塞其門。絕其塗也。夫然故一介之賤吏。閭閻之匹夫。莫不奔走於善。至於老死而不_レ知_レ休息。此聖人以術驅之也。(唐宋八家文)

(注意) 本紙に句讀反り點送り假名を附すべし

解釋及讀方 (第二種受験者の分)

(一)心猶首面也。是以甚致飾焉。面一旦不修。則塵垢穢之。心一朝不

思善則邪惡入之。咸知飾其面。不修其心惑矣。夫面之不飾愚者謂之醜。心之不修賢者謂之惡。愚者謂之醜猶可。賢者謂之惡將何容焉。故攬照拭面則思其心之潔也。傅粉則思其心之和也。加粉則思其心之鮮也。澤髮則思其心之潤也。用櫛則思其心之理也。立髻則思其心之正也。攝髮則思其心之整也。(蔡邕女訓)

(注意) 本紙に句讀反り點送り假名を附し別紙に解釋をなすべし

本文は面容を飾ると同時に内心をも顧み修めよと云ふのである。人の心は婦人の髪や容と同様なものであるから心もまた丁寧に修飾を加へねばならぬものである。面を清めることを一日でも忘れて居ると塵垢に穢されるのであらう。心も同様で一日善事を思はないと邪惡の念がは入つてくる。此の道理であるにもかかはらず、世の人々は面を飾ることは知つて居ても、其の心を修めることを知らないのは心得違ひである。面を飾らずに居ると、愚者は忽ち見付けて、醜なりとけなしてしまふ。し

かし此は只外貌上の事である。賢者は心の修まらない人を見ては悪なりと評する。愚者に醜と云はれるはまだしもよいが、賢者に悪なりと云はれたなら我身は悪人として世の中から排斥されて世間に容れられなくなるであらう。故に女子たる者は鏡に向つて面を清める時は其の心の清からんことをも思へ。白粉を傅けては其の心に和氣あらんことを思へ。白粉を加ふる時には其の心の鮮かならんことを思へ。髮に澤を付けるには其の心の潤ひあらんことをも思へ。櫛を用ひて髪を理めるにも其の心の理まらんことを思へ。髻を立つるにも其の心の正かしらんことを思へ。髪をそろへて攝むるには其の心の整はんことを思へ。

(二) 遊洞庭湖

李 白

庭洞西望楚江分。水盡南天不見雲。日落長沙秋色遠。不知何處吊湘君。(唐詩選)

(注意) 本紙に句讀反り點送り假名を附し別紙に解釋をなすべし

洞庭は岳州に在る大湖で、李白は此の時夜郎郡に貶謫せられ、洞庭湖上を過ぎて、李暉、賈至など云ふ友人と舟遊をしたのである。今日洞庭湖に舟を浮べて西の方を望むに、洞庭に合さる楚江（岷江のことで岳陽樓の前で湖に合する）の分流點が明かである。南の方は水のはてまで一點の雲もかゝらず、今しも日は暮れてしまつて長沙の府には蒼涼たる秋の景色が遠く連つて居る。今此の太湖の上にあつて、湘君の靈を吊はんとするにも、水天蒼茫たるばかりであつて、何處が湘君の祠とも認めることが出来ない。(湘君は帝堯の二女で、長女は娥皇と云ひ、次女は女英と云つて、共に舜の妃であつたが、舜が蒼梧の地でなくなつたによつて、二妃も舜の死を追つて江水湘水の間で死んだので、俗に湘君と云つて居るのである。)

(三)(第一種志願者のものと同じ)

●第二十一回 豫備試験(明治四十年八月)

設問(作文を合して四時間)

(一)左の各項の書名を列記せよ

(イ)六國史 (ロ)三代集 (ハ)四鏡 (ニ)春秋三傳 (ホ)六經

(イ)日本書紀。續日本紀。日本後紀。續日本後紀。文德實錄。三代實錄。

(ロ)古今和歌集。後撰和歌集。拾遺和歌集。

(ハ)大鏡。水鏡。今鏡。増鏡。

(ニ)春秋左氏傳。春秋公羊傳。春秋穀梁傳。

(ホ)詩。書。易。春秋。禮。樂。

後世樂經亡びしかば禮を分ちて周禮、禮記として六經の數に充つ。

(二)延喜天曆時代の國文の狀況如何

平安朝の初め、漢學、漢詩文の盛行に壓せられて衰へたりし和歌の、再び盛にな

りしは、延喜時代とす。是より前、在原業平、小野小町、僧正遍照等の歌人なきにあらねど、之を萬葉時代に比すれば、寥々曉星の觀あり。延喜の御代に至りて紀貫之、凡河内躬恒、紀友則、壬生忠岑等の歌人輩出して、延喜五年勅を奉じて古今和歌集を撰びしは、當時和歌の漸く盛行せしを徴すべく、且つ之によりて、後世勅撰歌集の様式も定り、或る程度迄は後世の歌風もこの集によりて統一を有ち、詩賦は漸くすたり、勅撰詩集の擧も絶えて、人々競うて和歌を詠みし事等を見て、古今集勅撰の當時及び後世に及ぼしたる影響の偉大なるを知るべし。而て延喜時代の和歌を代表すべき者は貫之躬恒とす。前者は調を以て優り、後者は意を以て勝ちたる相違はあれど。共に技巧を重じ、綺麗を貴びて、纖弱に陥れるは、後世の古學者、萬葉崇拜家等の嘆焉たる所なり。長歌衰頽は最著しき事跡にて、古今集中僅に數首。それすら所謂七五の調、纖弱冗漫觀るに足らず。されど此の二人が和歌盛行の先導者として、古朴なる舊調を變じて、流麗なる新調となせし功は没すべからず。貫之は又土佐日記、大井河行幸和歌序、古今集序等を作りて國文流行の先驅となれるは、

最も注意すべき事なりとす。天曆の御代には、梨壺の五人に命じて萬葉集を讀み解かしめ、且つ後撰和歌集を撰ばしめたまへり。所謂五人とは大中臣能宣、清原元輔、紀時文、源順、坂上望城にして、學識は順、歌人としては能宣元輔を優れりとすべきが如し。後撰は稍不整頓にして玉石混淆の譏もあり。歌風も大體古今の後塵を追ふ者のみ。されど一般に和歌の流行と技巧に走る風の益盛なりしとは明なり。當時散文の方面にても、某々物語と稱する者頗多かりしとは、源氏物語、枕草紙等によりて推測せらるれど、今日に現存する者殆なきは遺憾なり。彼の大和物語も、恐らく此の兩御代頃のものならんと思はるれど確ならず。竹取物語も源順の著なりとの説あれど信じ難し。

(三)左の事項につきて参考すべき書目を擧げよ

(イ)皇室の御系圖 (ロ)徳川時代の女子の服裝

(ハ)皇胤紹運錄

(ニ)近世風俗志 近世女裝考 歷世服飾考

(四)左の文を文章法の上より解剖せよ

(イ)知らざるを知らずとせよ是れ知れるなり

(ロ)物いへば唇寒し秋の風

(イ)

知らざる…

…(事)を—

汝

—せよ—是れ

なり

知らずと

知れる…

…(事)—

(ロ)

物いへば…

秋の…風(は)

唇—寒し

主部

説明部

右縦實線上下は主語説明語、右傍横實線上なるは客語、左傍横實線上なるは客語
(補足語と名くる人もあり)、虚線を以て之に連れるはすべて修飾語。括弧内なるは意
に依りて補へる語。

(五)清初學術の状況如何

清は北方蠻族より起りたれば、其の初は殆學術と稱すべきものなし。太祖蒙古字
を以て滿州の語音に合せて滿文を創め、太宗は漢書を翻譯せしめ且つ讀書を獎勵せ
り。世祖漸く興學崇文の方針を明にし、學者を籠致し遺書を購求し三國演義を翻譯
せしめき。聖祖學を好み、大に文事を獎勵し、(よしそは政略的意義ありしとはいへ)
遺書を購求し、詔して明史を修め、佩文韻府、淵鑑類函、康熙字典等を編成せしめ
き。之と相待つて下には顧炎武、黄宗義、朱彝尊、毛奇齡、閻若璩等の經學家あり
て、所謂考證の學風を開きて、思索的なる宋明の學風に反對なる一風を成せり。詩
文の方面に於ても侯方域、魏禧、錢謙益、吳偉業、宋琬、施閏章、陳維崧、王漁洋等
ありて明季の怪詭艱澁の弊を改めて清新巧緻の新風を開けり。而して此等學者文人

は何れも漢人種に屬し、滿人中には著名なる者を見ず。

(六)支那歴代の國號を時代順に記せ

夏。商(殷)。周。秦。漢。後漢。蜀漢。晋。宋。齊。梁。陳。隋。唐。後梁。後唐。後晋。後漢。後周。宋。元。明。清。

周末の六國は各國號を有する獨立國にて漢初には之に對立して楚あり。蜀漢には魏、吳あり。晋以後隋以前には五胡十六國より魏、北齊、北周あり。後梁より後周迄の間には南漢、北漢、南唐、後蜀、等多くの分立せる國あり。宋に遼、金、夏あり。元末に周、宋、漢、夏、等あり。今暫く通常史家が正統とせる者のみを序次せり。

作文

普通文

(一)新聞紙

國文漢譯

(二)帝國教育會は二十八日を以て總理、内務、文部の三大臣に對し大要「地方官官制改正の曉に於て教育行政の事務は特に一部を置き高等官を以て部長とし且つ該高等官は特別任用令を設け斯道に通曉せるものを採用相成たし」との意味にて一篇の建議書を提出せり(新聞雜報)

二十八日帝國教育會呈建議書 總理内務文部三省大臣要曰更革地方官制之日請特

置一部以高等官爲其長以任學政且設特別任用令採用通曉斯道者以爲該長官

注意、第二種の受験者は作文第二に答ふるを要せず

國語(漢文を合して四時間)

(二)心も知らぬ人はつゆ參りよる人だになきにきのふ二位の中將殿のまゐり給へりしだにあやしとおもふに又今日かくおびたゞし

く賀茂詣などのやりに御さきのおともおどろくしう響きてまゐらせ給へるをいかなる事ぞとあきるゝにすこしよろしき程のものは御匣殿の御事申させ給ふなめりとおもふはさも似つかはしやむげにおもひやりなききはのものは又我が心にかゝるまゝに内のいかにおはしますぞなどまで心さわぎしあへりけるこそあさましうゆゝしけれ(大鏡)

之は三條院の皇子敦明親王が、後一條天皇の東宮たりしが、三條院うせ給ひし後は、勢を失ひ、世の人は道長の權威に恐れて、参りつかふる者もなければ、親王も御自身の地位の危きを思ひ、道長の五男中宮權大夫能信を召して、東宮退かんとの意をもらし給へば、道長は翌日上達部殿上人數多めし具して東宮に参りぬ。(以下)事件の内情を知らぬ人は、日頃は少しも参り寄る人さへ無き東宮に、昨日二位の中將殿(即能信なり但し中將は一本中納言とあるを正しとす)の参りたまへるさへ怪しき事と思ふに、今日道長が夥し

き供人具して、關白の賀茂詣などの様に、仰山なる行列にて、人拂ひの聲も驚かるゝばかり高く響さわたりて、参入せらるゝを、如何なる事ぞとあされ思ふに、少し地位よき程の人は豫て噂ありし道長殿の御娘御匣殿を東宮に奉らるゝとを申さるゝならんと想像するも、さも似合はしき考なりや。(やは感歎)一向に思慮なき分際の者は、又我心に何やら氣がゝりに思はるゝまゝに、帝に何事かあらせられしか等まで各自心中に騒ぎ思へるこそ意外にも又いまゝしき事なりけれ。

(二二イ)わくらにはに問ふ人あらば須磨の浦に藻しほたれつゝわぶと

答へよ

(ロ) 甲斐が根をさやにも見しかけゝれなく横をりふせるさやの

中山

(ハ) 紫のひととゆゑに武藏野の草はみながらあはれとぞ見る

(古今集)

(イ)海邊の人海藻を採り、乾燥して簀上に積み、汐水を汲みかけて垂る。之をもしほたるといふ。かくして、汐の染みつきたる藻を焼きて、水を加へ、其上澄を煮て鹽とす。これ古代の製鹽法なり。

この歌は在原の行平が、勅勤の事ありて須磨に籠居中、都の人におくれる者にてたまさかにも吾が事を問ひ尋ぬる人あらば、吾は今須磨の浦に、海士のなりはひなる藻鹽たる、業して、住みわび居ると答へてくれよとの意。

(ロ)所謂甲斐歌にて、見しがは見てしがな(願望の意)けいれなくは心なく、横をりふせるは横に折り臥せるにて、山嶺の横ざまに屈折連互せる形容なり。一首の意は甲斐の山嶺をさやかにも見てしがなと願ひ望むに、彼の佐夜の中(遠江に在り)の心なくも横をりふして遠望の眼を遮るとよとなり。

(ハ)紫は根より紫色の染料を採る草にて花の姿もやさしければ女にたとふ。今の東京の地の昔武藏野といひて、廣き草原なりし頃、此の草多かりければにや、武藏野に紫をよめる歌多し。みながらは皆ながら又はすべての意、あはれは總べて感動を表す語なるが後世は多く悲哀の意に用ひらる。こゝのは可憐、可愛の意。一首の意は、一本の紫の可憐なるより、其が生へたる武藏野のすべての草迄が、可憐に思はるとにて、我がいもを親愛する心の深きより吾妹に縁故あるすべての人迄可愛く思はるとの隠喩なるべし。

漢文

(三)君子之道、辟如行遠必自邇。辟如登高必自卑。詩曰、妻子好合、如鼓瑟琴。兄弟既翕、和樂且耽。宜爾室家、樂爾妻帑。子曰、父母其順矣乎。(中庸)

君子とは朱子は論語に成徳の名と註し、徳高く行修れる人をいふ。人の世に在るや各自に履行する道あり。其の道の異なるによりて、君子あり。小人あり。君子がその道とする所を履行するや、其の効果は或は一郷一國を徳化し、或は天下を平にし萬民を安んずるを得。されど君子の道として別に高遠行ひ難きとを爲すにはあらずし

て、眼前卑近の事々に就きて仁愛の心を以て正義を行ふに在るのみ。譬へば遠處に行くに必ず邇き處より進み、高きに登るに必ず卑き處よりするが如く、爲す所は唯眼前卑近の一步一步に過ぎず。詩の小雅常棣篇に妻子のよく和合すると瑟と琴（共に絃をかけて彈ずる樂器）との絃音のよく和合するが如く、兄弟の仲も既に和合して、一家和ぎ樂み、其の上にも又樂む。汝の家内仲よく汝の妻や子孫を樂ましむと、兄弟妻子仲よく一家和合することを歌ひたる詩あり。孔夫子之を贊して父母それ順せん乎と言はれたり。順は逆はざる也。蓋し家庭の和樂に對して父母の心の安じ樂しむをいへるならん。かく兄弟夫婦相和し父母も之を安樂するが如きは、極めて卑近のとながら、かくありてこそ、之を天下國家に及ぼして、治平の效果をも收むるを得るなれ。故に此の詩を擧げて、君子の道邇きよりし卑きよりするの意を明にせるなり。

(四) 孟子曰、子路人告之以有過則喜。禹聞善言則拜。大舜有大焉。善與人同。舍己從人。樂取於人以爲善。自耕稼陶漁以至爲帝。無

非取於人者。取諸人以爲善。是與人爲善者也。故君子莫大乎與人爲善。(孟子)

孟子曰はく孔子の弟子なる子路は善を行ふに勇なる人にて、他人が之に過あるとを告ぐれば喜べりとぞ。其は之によりて過を改め善に移るを得ればなり。夏の禹王も亦善を爲すに熱心なる人なりければ、善言を聞けば喜び拜して之を受けたりき。舜帝（大を加へたるは美稱）は之より一層器局の大なる者ありき。其は己一人にて善を行ふに非ずして、人と共々に善を行ふなり。己の施爲を捨て、人に従つて施爲するなり。人の善を取りて以て善を爲すを樂むなり。舜が嘗て賤しくして耕（たがやし）稼（植ゑつけ）陶（すゑものづくり）漁（すなごり）の業をせし頃より、帝位にのぼりたる後まで、彼の爲したりし善は、人より取りたるに非るなし。（之を事實に徴するに耕稼陶漁時代の事は知るに由なけれど、帝となりし前後の事は書經等に明にて、彼は禹、皐陶、契、后稷、伯夷をはじめ、多數の善類を擧げ用ひ各其の才徳に従つて事に任じ、己は垂拱して而て萬民太平の化を樂めり。彼は禹、皐陶以下諸

善類の善行を取りて善を爲せるにて、所謂舍己從人とは是なり。かく之を人より取りて善を爲せば、人も亦喜びて益、善に勸むべし。然らばこれ人と共々に善を爲す者なり。故に君子の徳はかく人と共々に善を爲すより大なる者なし。彼の滔々たる世俗の、己が過を聞くを惡み、善言を嫌ひ、人の善行あるを媚疾するが如きは、眞に小人の心なるのみ。

以上解釋

(五)奉天距京較近。爲吉江兩省根本地。現各幹路枝路皆以該省城爲樞紐。總督應建駐署於奉天。以便控制。吉江兩省應各建行署。以符三省各建行台之旨。俾得隨時周歷商同。三省巡撫辦理外交內治一切重要事務。三省巡撫亦可隨時前赴鄰省。會商整頓。及互關涉各事。並周巡屬境。以密考查。

(東三省督撫會奏遵議三省官制摺一節)(第一種)

(五)鄧騰爲大將軍時、邊軍多事。鄧騰欲棄涼州、併力北邊。郎中虞詡以爲不可。曰：關西出將、關東出相、烈士武夫多出涼州。衆皆從詡議。騰惡詡欲陷之。會朝歌賊攻殺長吏。州郡不能禁。以詡爲朝歌長。故舊皆吊之。詡曰：不遇盤根錯節、無以別利器。及到官、募壯士攻劫者爲上、傷人偷盜者次之。收得百餘人、使入賊中、誘令劫掠。伏兵殺數百人。又潛遣貧人能縫者、備作賊衣。以綵線縫其裾。有出市里者、輒禽之。賊駭散。縣境皆平。(十八史略)(第二種)

以上讀方

●第二十一回 本試驗(明治四十一年二月)

設問

(一) 歌論に關する書數種を擧げよ

新撰髓腦 悅目抄 愚秘抄 奧儀抄 袋草紙 無名抄 詠歌大概抄 詠歌の大概
詠歌一體 和歌肝要 爾比末奈備 新學異見 新學異見辨 國歌八論 國歌三說
石上私淑言 寄居歌談 歌道大意

(二) 左の人々の語學上の事蹟を述べよ

富士谷成章 本居春庭 鶴峯戊申 中島廣足

富士谷成章は、かざし抄、脚結抄をあらはして、文法の研究に貢獻せり。其の説、言語を「な」(現今の文法の名詞)「かざし」(副詞、代名詞、感詞の類)「よとひ」(はたらき詞)「あゆひ」(互爾波)の四種に分ち前著に於て「かざし」を論じ、後著に於て「あゆひ」を説けり。本居宣長の詞の玉緒の成れるよりも、前著は十餘年前に、後著は數年前に成れり。外に非南留別志、國字淵源考、等の著あり。

本居春庭も主として國文法上に貢獻せし人にて、其の著に言葉の八衢、詞の通路

の二書あり。前著に於てはたらき詞として、重に四段の活、一段の活、中二段の活、下二段の活のとを説けり。これ等活用の名目は春庭の創めし者にて、今に至る迄ほと學者に襲用せらる。後著には動詞自他の別、詞の兼用のと、詞の延約の事等を述べたり。兩著とも廣く世に行はれて、文法研究上に益せしこと頗大なり。

鶴峯戊申は天保年間に語學新書を著し、語を實體言、虚體言、代名詞、連體言、活用言、形容言、接續言、指示言、感動言の九品に分ち、互爾乎波を能主格、所生格、所與格、諸役格、所奪格、呼召格、現在格、過去格、未來格の九種に分ちて説けり。これ恐らく泰西人の説を取りて國文法を説きたるもの、始めなるべし。又、詞遣、鏝木文字考(一名神代文字點畫考)、嘉永神代文字考、等を著しき。

中島廣足は片糸、詞の玉緒補遺、詞の八衢補遺、かしのくちば、等を著して、本居宣長春庭等の文法書の遺漏を補修詳説し、又、玉霞窓廼小篠を著して宣長の玉霞を補ひ、石川雅望の雅言集覽を増補して、増補雅言集覽五十七卷を著しき。

(三) 左の名稱を説明せよ

宇治十帖 古今六帖 相聞 東歌 和讚 組歌

宇治十帖とは源氏物語五十四帖の内、終末の十帖だけに特に名づけたる名なり。而してこの十帖は光源氏の死後のとにて、其の子息薫大將を主人公としたる物語なり。

古今六帖とは古今の和歌を春夏秋冬以下各部類の下に蒐集して、之を六帖に分ちたるもの。撰者は或説に六條宮具平親王又は貫之の女などいへど明ならず。一名を紀氏六帖といふ。

相聞はシタシミウタと訓み、萬葉の部だての一つの名にて、後の戀の部に相當すれど意義稍廣く父子兄弟等の相愛の情を歌へる者もこの内に收めたり。

東歌とは萬葉集古今集等に載せたる東國人の詠歌を稱す。其の内容の素朴、語調の粗野なる點に於て多少は普通の歌と異れど三十一文字の形式に於ては全く差異なし。

和讚とは國語もて作れる佛徳を讚歎する歌詞にて、僧徒などが之に一種のふしを付けて唱ふるものなり。和讚と稱するは梵讚漢讚に對しての名なり。

組歌とは小唄の長さもの短さもの數首を集めて、意味上には何等の連續もなきものを相連ねて、筆または三絃に合せて唄ふものをいふ。

(四)左の音韻學上の名稱を説明せよ

清音 濁音 摩擦音 破裂音

聲帯の振動を伴はざる子音を清音といひ、聲帯の振動を伴ふ子音を濁音といふ。

例へばka ki kuのkは、舌の後部を軟口蓋に觸れて一時氣流を遮り、其の十分漲れる時、俄に之を放つによりて起る子音にて、此の時濃厚なる氣流は、聲帯を通過せるのみにて、之を振動せしむるに至らず。故にこの類の子音t p s f等を清音といふ。

此の時若し少しく聲帯を狭めて、多少之を振動せしむれば、g音を生ず。これが行音ga gi gu等の子音にして、この類の子音d b z j等を濁音と稱するなり。次に聲門より吐出する氣流が調聲管を通過して口外に出る迄の途中の處々にて、其の通路一時閉塞して後俄に開くによりて生ずるk g t d p b等の子音を破裂音といひ、該氣

流の通路甚逼りて、漸く一條の空隙を残せるが爲に、相摩擦して生ずる s sh z f 等の子音を摩擦音とす。

(五) 名詞と副詞との差異を述べて左の縦線ある語の品詞を論定せよ

沅湘日夜東に流れ去りて愁人の爲に住ることしばらくもせず

名詞は事物の名稱をあらはす語にして、文章上に於て全文又は一部分の主語、客語、補足語として用ひられ、又は其の修飾語として互爾波を介して下の名詞代名詞に接して用ひらる。副詞は動詞、形容詞、又は他の副詞に副ひて其の意義を修飾する語にして、文章上に於て主語、客語、補足語、説明語たるとなくして其の修飾語として動詞形容詞又は副詞の上にそへて用ひらる。沅湘日夜云々の文は主語は沅湘にして説明語は流れ去りとせずとなり。故に日夜としばらくとは、動詞にして説明語たる語の修飾語なれば、副詞ならざるべからず。東は流れ去る方向を示す補足語なれば名詞なると論なかるべし。

(六) 支那の制度に關する参考書を擧げよ

九通(唐の杜佑の通典、宋の樵鄭の通志、馬端臨の文獻通考、清朝勅撰の皇朝文獻通考、皇朝通典、皇朝通志、續通典、續通志、續文獻通考を合して九通といふ卷數二千二百三十七卷)

(七) 曹大家蔡文姬につきて知れる所を記せ

曹昭は漢の班彪の女、班固の妹、字は惠班、曹世叔に嫁す、世叔早く卒す。昭博學高才、節行法度あり。和帝數々召して宮に入れ、皇后諸貴人をして師事せしむ。號して大家といふ。兄固漢書を著し、其八表及天文志未竟るに及ばずして卒す。昭詔を奉じて之を續成す。異物を貢獻する者ある毎に、大家に詔して賦頌を作らしむ。後稍政事に關與す。馬融昭に従つて漢書の讀を受く。昭女戒七篇を作りぬ。他にも著作あり。年七十餘にして卒しぬ。

蔡琰は漢の蔡邕の女、六歳にして音律を知る。文姬と字し、嫁して後胡騎に獲られ、胡に在ると廿年、二子を生めり。曹操金壁を以て之を贖ふ。歸るに及び故夫及

る。不取は不聽の草體よりの誤だらう又は不見の誤だらうとの説もある。歌としては無論不聽の方が面白いが、惜いかな確據が無い。思奴布は後代のしのぶで、愛て思ふ意。恨之は木居宣長は怜之(オモシロシ)の誤だらうと言ひ、鹿持雅澄も此の説であつたと記憶する。之も確證は無いが歌としては其の方が面白いから、暫く之に従つて解釋する。

〔大意〕春になれば、嘗て鳴かなかつた鳥も、來鳴き、開かなかつた花も開けど、春山は草木萌え茂つてうるさければ、立入りて鳥の音も聽かず、餘り草深さに花を手折りて見るともせぬ。しかし秋山の木の葉を見ては、既にもみぢしたのをば、手に取りても愛賞し、未青いのをば、其のまゝに置いて、其のまだもみぢせぬをなげく。吾は其處、秋山をこそ面白く思ふ。

(二)今すべらぎの天の下知し召す事四つの時九かへりになむなりぬる普き御いつくしみの浪八洲の外まで流れ廣き御惠の蔭筑波山の麓よりも茂くおはしまして萬の政を聞し召す暇もろくの事を

捨てたまはぬあまりに古への事をも忘れじふりにし事をも起し給ふとて今も見そなはし後の世にも傳はれとて延喜五年四月十八日に大内記紀友則御書所預紀貫之前的甲斐の目凡河内躬恒右衛門府生壬生忠岑等に仰せられて萬葉集に入らぬ古き歌自のをも奉らしめたまひてなむそれが中にも梅をかざすより始めて時鳥をき、紅葉を折り雪を見るまで又鶴龜につけて君を思ひ人をも祝ひ秋萩夏草を見て妻を戀ひ逢坂山に至りて手向を祈りあるは春夏秋冬にも入らぬくさくの歌をなむ撰ばせ給ひける(古今集序)

四つの時云々。四つの時は春夏秋冬の四時。九かへりは九回。四時を九回反覆した、即ち九年を経過した意。

廣き御惠云々君徳を頌する語。古今集大歌所の御歌の中、ひだちうた、つくばぬ

のこのもかもの陰はあれどきみがみかげにますかげはなし」を取つた。筑波山の麓は、樹立繁茂して蔭多けれど、君の御惠の蔭はそれよりも廣大だといふので、恩惠を蔭に比するは和漢古今の常套である。

大内記は大寶令に定められた八省の一なる中務省の官名で、二人ある。共に正六位上で、職掌は詔勅を草し、又凡そ禁中の記録の事をつかさどる定めである。當時紀友則は此の官であつたのである。

御書所は禁中の書籍を檢察する所。宮城内式乾門の東掖に在つて、其の長官を別當といひ、其の下に預があり、猶其の下に書手がある。貫之は當時この預の職に在つたのである。

甲斐の目云々。當時地方官制は國守の下に介、椽、目が有つて總て四等になつて居る。目又サウクワンとも訓む。之は甲斐守の下に屬する目の官なる凡河内(氏)躬恒(名)と官職氏名を列記したのである。目の職掌は事を受けて上鈔し、文案を勘署し、稽失を檢出し、公文を讀申すを掌るとあるから先づ書記とでもいふべき役

である。

府生云々六衛府檢非違使等の下官に府生といふがある。右衛門府には志の下に府生四人ある定めてある。之れも前と同じく右衛門府の府生の官なる壬生(氏)忠岑(名)と、官職氏名を列記したのである。

逢坂山云々この山は山城と近江との境に在つて、京から東國へ下る道に當り、古來關を置かれたので、逢坂關の名は文學上に多く見える。さて京より東國へ旅行する人は、此の山に至つてぬさを道の神に手向けて、行路の安全を祈る例で有るから、一名を手向山ともいふ。俊成の「逢坂の關もるかみにたむけせし……」も之で、本文の手向を祈るも、亦ぬさを手向けて行路の安全を祈る意に外ならぬ。

(三)女院の御庵室を觀覽あるに(中略)杉の茸目もまばらにて時雨も霜もおく露も洩る月影に争ひてたまるべしとは見えざりけり後は山前は野邊いさゝ小篠に風さわぎ世にたへぬ身の習ひとてうきふ

ししげき竹柱都の方の音信はまどほにゆへるませ垣やわづかに言問ふものとは峰に木傳ふ猿の聲しづが妻木の斧の音是等が音信ならでは正木のかづら青つゞらくる人稀なる所なり(平家物語)

之は大原御幸の條の一節で、處は大原寂光院の傍なる御庵室で、其は平家没落後、安德帝の御生母、建禮門院の御住家。其處に後白河法皇が御幸あつて叡覽ある様である。たまるはさへこらへる意。いさは細小なる意の接頭語。ませ垣は竹木等で作つた低い垣。妻木はつま折りたる薪。まさきのかづらも青つゞらも野山に生ずる蔓草の名で、蔓を手繰るの縁で來る人稀とつゞけたのである。要するに小篠、竹柱、ませ垣、猿聲、斧響、蔓草等眼前にあるべき事物を點出して、わびしい住居の様をあらはすと同時に、其處に住む人の感情境遇を婉曲に巧妙にあらはしたのである。

〔大意〕法皇が建禮門院の御庵室を御覽あるに、屋上を蔽つた杉の葺合せ目もまばらに隙間勝て、しぐれも霜も置く露も漏り入る月影と相争つて漏らうとするを、さへこらへ得ようとは見えなかつた。庵室の後は山で前は野邊。そこらに生えた小笹には風がわたつてざわ／＼鳴りさわぎ、世の波風に堪へぬかよわき身の常として、憂き事のみ繁くあるを暗示するかの如く節繁き竹柱を以て檐をさへへ、都の知る人よりの音信の稀疎なるとは、ませ垣に結へる竹木の稀疎なるが之をあらはして居る。かゝるわびしい住居をわづかにとづれ訪ふ者は、峰に木傳ふ猿の聲と、賤山がつか薪樵る斧の響とのみ。これ等のおとづれ以外には正木のかづらや青つゞらが處得顔に這ひからんで居るのみで、尋ね來る人の稀な處である。

第二問については傍線を附したる所のみを解釋すべし

本問題並漢文の解釋及讀方を通じて四時間とす

注意

答案は一問題毎に毛筆にて別紙に認むべし

姓名は一枚ごとに認むべし

解釋及讀方(第一種受験者の分)

(一)使解揚如宋。使無降楚。曰。晉師悉起。將至矣。鄭人囚而獻諸楚。楚子厚賂之。使反其言。不許。三而許之。登諸樓車。使呼宋人而告之。遂致其君命。楚子將殺之。使與之言曰。爾既許不穀而反之。何故。非我無信。女則棄之。速即爾刑。對曰。臣聞之。君能制命爲義。臣能承命爲信。信載義而行之爲利。謀不失利以衛社稷。民之主也。義無二信。信無二命。君之賂臣。不知命也。受命以出。有死無貲。又可賂乎。臣之許君。以成命也。死而成命。臣之祿也。寡君有信臣。下臣獲考死。又何求。楚子舍之以歸。(左傳)

本紙に句讀反り點送り假名を附し、『内の文章を別紙に解釋すべし』

私は、君が能く命令を制作するを義とし、臣が能く其の命令を奉承するを信とする。信が義を承け載せて行ふを利といふ。謀つて利、即ち人臣が信を以て君の義を承け行ふとを仕そこなはずして、以て國家を防衛するは、民の主とすべき行である

と聞いて居ます。義を爲さうと欲する者は兩信を行はぬ。(此の一句、君の義に就いて言ふ。楚子が解揚に使命を反せしめたとの如きは、二信を行はうとしたものである) 信を行はうと欲する者は二命を受けぬ。(此の一句、臣の信に就いて言ふ。解揚が若し楚子の命に従へば、これ二命を受けたのである) 然るに君(楚子を指す)が私に賂して、君命を反せしめようとなさつたのは、義無二信信無二命の理を御承知なかつたのである。人臣たる者が君命を受けて出た以上は、死すとも使命を失墜するとなきを期するのでありますから、猶又賂を與へて其の言を反せしめるとが出来ませうや。私が君の仰に承諾の御返事したのは、以て使命を仕おほせようと思つたのであります。(即ち謀不失利である。) 身命をすて、使命を爲しおほせたは、私の幸福であります。寡君(謙稱。晋の景公を指す。解揚の主君。)には信を守る臣、即ち私の如き者が有り、又私は使命を奉じ來つて、臣たる道を成遂し得たのですから死して恨みない。其の上に又何物をか望みませう。

(二)聽箴

程 頤

人有^ニ秉^ル彜^ヲ。本^ニ乎^テ天性^ニ。知^レ誘^ヒ物^ヲ化^ス。遂^ニ亡^ブ其^ノ正^ヲ。卓^ク彼^ノ先^ニ覺^ス。知^レ止^リ有^リ定^ム。閑^キ邪^ヲ。存^シ誠^ヲ。非^レ禮^ヲ勿^ク聽^ク。

本紙に句讀反り點送り假名を附し別紙に解釋すべし

程頤字は正叔。伊川先生と稱せられ、程顥(明道先生)の弟で、兄と共に周敦頤に學び、道を以て自任じた。宋代儒學の盛は二程唱道の力に因るとが大きい。論語顏淵の篇に顏淵が仁を爲すの目を問うたに答へて孔子が「非禮勿視。非禮勿聽。非禮勿言。非禮勿動」と言はれたに就いて、伊川は深く感ずる所があつて、視聽言動の四箴を作つた。聽箴は即ち其の一で耳に對する規箴の辭である。

秉彜は詩の大雅烝民篇の「天生烝民。有物有則。民之秉彜。好是懿德」から出た語で、秉は執、彜は常の意。天性は所謂本然之性で善なるものたると言ふ迄もなく、知は外界を知る所以の作用、物は外界の事物、先覺は孟子の語で先づ道を覺つた者、こゝでは孔子を指したであらう。知止而后有定とは大學の語。

〔大意〕人間には執持する常道が有つて、其は天性に本づいたものである。換言すれば性はもと善であるから性に率へば自然に道に合ふわけであるが、知の作用に誘導され、外界の事物によりて變化せしめられて、其の本性の正しさを亡失して、こゝに邪惡が生ずるのである。立つところあつて卓爾たる彼の先覺孔子は、人の當に止るべき地、即ち至善の在る所を知れば、志に定向があつて、外物の爲に移されぬとを説かれた。然るに聽覺をつかさどる耳は、外物の入り來る一の門で、此處から非禮の事物が入り來ると、之が爲に誘導變化されて、本心の明が蔽はれ、止るべき處に止らずして邪惡の徑に入るとになる。故に苟も邪惡を防止して、本心の誠を存し以て至善に止らうと思はゞ、非禮なる事物は之を耳にしてはならぬ。

(三)我朝深仁厚澤漸被^ク。歷^シ數^ハ百年^ヲ。苟^モ非^ニ狂悖不逞^ノ之徒^ニ。斷^ツ無^ク自外^ニ覆^ス載^ス之事^ヲ。比^レ年以來^ニ。宵旰^ヲ尤^モ勤^ク。孜孜^{トシテ}求^メ治^ム。稍^ル有^リ知^識者^ノ。皆^シ曉^ラ然^{トシテ}於^テ主^ノ憂^ヲ。臣辱^ス之^ノ義^ヲ。惟^ニ是^レ文告^ヲ所^ニ及^ブ。不^レ過^キ都^ノ會^ノ之^ノ冠帶^ノ之^ノ倫^ヲ。彼^ノ山^ノ野^ノ樵^ノ魯^ノ之^ノ民^ノ。其^ノ

於國家之休戚。懵然而不知。或漠然不以爲意。此非民之無良也。無以喻之。則不曉。無以激之。則不動。無以訓迪之。則知識不進。而忠義之氣雖發。而不能中節。是則司教育者之責也。(清國學部尙書論教育宗旨疏)

本紙に句讀反り點送り假名を附すべし

以上三問題及國語の解釋を通じて四時間とす

注意

答案は一問題ごとに毛筆にて認むべし

姓名は一枚毎に認むべし

解釋及讀方(第二種受験者の分)

(一)孟子曰。君子所以異於人者。以其存心也。君子以仁存心。以禮存心。仁者愛人。有禮者敬人。愛人者人恒愛之。敬人者人恒敬之。有人於此。其待我以橫逆。則君子必自反也。我必不仁也。必無禮也。

此物奚宜至哉。其自反而仁矣。自反而有禮矣。其橫逆由是也。君子必自反也。我必不忠。自反而忠矣。其橫逆由是也。君子曰。此亦妄人也已矣。如此則與禽獸奚擇哉。於禽獸又何難焉。(孟子)

本紙に句讀反り點送り假名を附し別紙に解釋すべし

孟子曰く成徳の人の常人に異なるわけは、其の心の中に存するものが異なるからである。君子の心中に存して忘れないものは仁である。禮である。仁なる人は人を愛し、禮ある人は人を敬する。人を愛する者は人よりも常に愛され、人を敬する者は人よりも常に敬はれる筈のものである。然るに此處に人が有つて、我を待遇するに強暴理に逆ふ事を以てするなら、君子は必ず己に反省して我が必不仁であり、無禮であるから、かゝる横逆を加へられるのであらう。でなければ横逆の事の至る筈がないと考へる。しかし己に反省して仁でもあり禮もあるのに、横逆の來ると依然として是の如くてあれば、君子は更に必己に反求して、之は我が人の爲に謀つて不親切故

であらうと考へる。しかし自省の結果、己に不親切の行爲もないとをたしかめて後、横逆の來ると猶是の如くなれば、君子は曰ふ、此の人も亦妄人で、物の道理も更にわからぬ人である。此の如き人は禽獸と異らぬ。さればその人が横暴非理を我に加へたからとて、禽獸だと思へば何も非難するには及ばぬと。之を要するに君子は仁と禮とを心に存して、常に之を其身に反求するが、しかし妄人が横逆を加へるに對しては打ちすて、之と與に校せぬといふ意。

(二) 詠史

高 適

尚有_リ綈袍_ヲ贈_ル。應_ニ憐_ム范_ノ叔_ノ寒_ヲ。不_レ知_ル天下_ノ士_ヲ。猶_モ作_ル布_ノ衣_ヲ看_ム。

本紙に句讀返り點送り假名を附し別紙に解釋すべし

高適字は達夫、諸官を経て西川節度使となり、入つて刑部侍郎となり、後、左散騎常侍となり、渤海侯に封ぜられた。年五十に及んで始めて詩を作り、參岑と並稱されて盛唐の一家家となつた。此の詩は范曄の事を詠じたもの。范曄は字は叔。魏

の中大夫須賈に従つて齊に使した。賈は曄が國の陰事を齊王に告げたと疑つて、歸つて魏齊に語る。齊が大に怒つて曄を笞撃つ。曄は佯死して、逃げて秦に入り、昭王に用ひられて、相となつた。賈が秦に使した時に、曄が微行して賈に見えた。賈之を哀んで留めて飲食を與へ、「范叔一寒如此乎」と言つて、綈袍を取り出して之に贈つた。既に相府に至つて、始めて曄は即秦の相なることを知つて、肉袒膝行して死を請うたことが史記に見える。綈袍は鹿末な綿入着物。布衣とは布で作つた衣の意で、轉じて其を着用する身分の人、即ち士庶人の仕へぬ者をいふ。起句は須賈の行爲を直叙したので、其の意は賈は嘗て曄が二心を疑つた者であるが、其の零落した姿を見ては、猶故人の情に堪へずして、綈袍を贈つたといふのである。承は賈の心事を想察したので、賈の心中には范叔の貧を憐んだであらうとの意。轉結は范叔が天下に稀なる人物たることを知らずして、猶布衣の賤人として見たといふので、賈の人を知る明の無いを歎じたのである。

(三) 太史公曰。詩有_リ之。高山_ノ仰_ル止_ム。景_ノ行_ハ行_ハ止_ム。雖_モ不_レ能_ル至_ル然_レ心_ノ鄉_ニ往_ク之_ヲ。余

讀_レ孔_ニ氏_ノ書_ヲ。想_ヒ見_ル其_ノ爲_レ人_ト。適_シ魯_ニ觀_ル仲_ニ尼_ノ廟_ヲ堂_ヲ車_ヲ服_ヲ禮_ヲ器_ヲ。諸_ノ生_ヲ以_テ時_ヲ習_フ禮_ヲ。其_ノ家_ニ余_ハ低_ク回_リ留_ル之_ヲ不_レ能_ク去_ル云_フ。天_ノ下_ニ君_ヲ王_ト至_リ于_ニ賢_ニ人_ト衆_ト矣_ト。當_レ時_ニ則_チ榮_ズ没_ズ則_チ已_ム焉_ト。孔_ニ子_ハ布_キ衣_ヲ傳_ヘ十_ニ餘_ニ世_ト。學_者宗_ト之_ヲ。自_リ天_ノ子_ト王_ト侯_ト。中_ノ國_ニ言_フ六_ノ藝_ヲ者_ヲ折_ス衷_ス於_ニ夫_ノ子_ト。可_ク謂_フ至_リ聖_ト矣_ト。(史_記孔_子世_家)

本紙に句讀反り點送り假名を附すべし

以上三問題及國語の解釋を通じて四時間とす

注意

答案は一問題ごとに毛筆にて認むべし

姓名は一枚ごとに認むべし

●第二十二回 豫備試験 (明治四十一年八月)

設問

(一)左の語の讀方を問ふ

盤涉調 豊樂殿 春宮大夫 袖/直衣 母屋

除目 歌合 萬里小路 流鏑馬

パンジキテフ ブラクデン トウグウノダイブ アコメ ナホシ(ノ)ーシと發音
す) モヤ チモク ウタアハセ マデノコウチ ヤブサメ

(二)左の語を説明せよ

衆議判 旋頭歌 序歌 浮世草子 宣命

衆議判とは歌合又は句合に別に判者を定めずして衆議によりて勝負を判定するを

云々

旋頭歌とは、五、七、七、五、七、七の形式を有する和歌の一體にして萬葉以來其の作

あり。セドウカと讀むを常とす。但し千載集頃の旋頭歌は五、七、五、七、七、七の形式もあり。

(例一)うちわたすをちかた人に物まうすわれそのそくに白く咲けるは何の花ども

(例二)あづまぢのやへの霞をわけきても君にあはねば猶隔てたる心地こそすれ

序歌とは、ある感想を言ひあらはす序として、言語上多少縁故ある句を前に置く三十一文字の歌をいふ。故に其の序と稱する者は、枕詞と同一性質のものなれども、彼の大抵五文字一句なるに反して、此は五七五或はそれ以上にもわたりて長さ者なるを異りとす。例左の如し。

あしびきの山鳥の尾のしだり尾の(以上序)ながくし夜をひとりかもねむ

吉野川いは波高く行く水の(以上序)はやくぞ人を思ひそめてし

浮世草子とは徳川時代天和貞享元祿の頃、行はれし戀愛小説にて、其の作者は井

原西鶴、安藤自笑、江島其積等最も名あり。

宣命とは御國ぶりの言語もて書かれたる詔勅なり。盖し上代の詔勅は皆此の式なりけむ。漢文の詔勅の制定りて後も神社山陵への告文、即位、立后、立太子、任大臣等の場合には之を用ひる例なり。

(三)左の熟語を説明せよ

格物致知 徑庭 函丈 良知良能 度支

格物致知は大學の致知在格物より出でたる語にして修身齊家治國平天下の根本なり。朱子の説に従へば格は至なり。物は猶事の如し。事物の理を窮めて其の極處到らざると無きを欲するなり。致は推し極むるなり。知は猶識の如し。吾の智識を推し極めて其知る所盡さざるなきを欲するなり。格物は致知の根にて致知は格物によりて得るなり。王陽明は曰く知は良知なり。天命の性。吾が心の本體。自然に靈昭にして慮らずして知り、學ばずして能くする者これを良知といふ。物は事なり。格は正なり。其の不正を正して以て正に歸する謂なりと。其意蓋し日常の行爲に就いて其の不正を正して正に歸するが良知を致す實際的工夫なりといふに在り。要するに朱は外界事物の理を窮めて自己の知識を蓄積する意とし、王は自己行爲上より工夫し

て我が良知を發揮し來る意とす。一家學風の相違は之によりて其の大體を窺ふべし。
 徑庭は莊子逍遙遊篇より出てたる語にして相懸隔するをいふ。徑路と中庭とは偏
 正殊絶するによりて言ふとも、徑は門前の路、庭は堂外の地、其の間隔であるより
 いふとも、徑は狭く庭は廣さによるともいひて諸説一定せず。

函丈は禮記の曲禮に出て、函は容なり。席を布くに間に一丈の地を容るゝなり。
 師の席をいふ。

人の思慮を用ひずして自然に知り得る作用を良知といひ、學習を待たずして自然
 に能くする作用を良能といふ。孟子の語にして其性善説と密に關係す。蓋し良知良
 能は善なる人性の自然に發動する者をいふなり。王陽明の良知の語も之より出でし
 ならん。

度支は官名。唐書百官志に度支は天下の租賦、物産豊約の宜、水陸道途の利、歲
 計出たず所を掌りて之を支調すとありて、ほゞ大藏省の如き事務をなすものなり。

(四)左の文法上の名稱を説明せよ

音便 副詞 修飾語

音便とは語中の或る音が發音機關の便に隨ひて轉化すると同時に其の假名も轉化
 したる音に相當したる者に變じたる者をいふ。例へば開いては開きての、食うて又
 は食つては食ひての、止んで止みての、よかりは善くありの音便なるが如し。

副詞とは動詞、形容詞、又は他の副詞に副ひて其の意義を修飾する語なり。故に
 文章上常に修飾語の位置に在る者にて、主語、客語、補足語、説明語等として用ひ
 らるゝとなし。たとへば「山甚だ高し。」「星いと明かに見ゆ。」極めて急なる坂を、
 頗る足早き人と、度々走り下る。「等の」を施したる語の如き是なり。其の語の成
 立と語形とは極めて雜駁にして枚擧に堪へず。而て副詞は動詞、形容詞副詞の上に
 副ふを常とすれども、禁止の副詞なの如く、上にも下にも副ふ特例あり。たとへば
 「行くな」「な行きな」の如し。

附けて言ふ。副詞のなりたちは極めて多種多様なるが中に名詞を其のまゝ副詞と
 して用ひし者例へば「去年見しに色は變らず」「翌日行かむ」の如きは、其の名詞と

して用ひられたる場合、例へは「去年の花」翌日は元日なり」等と、明かに區別して見ざるべからず。又形容詞は總て其の副詞法によりて副詞として用ひらるゝ者なり。

修飾語とは文章の主語、客語、補足語、説明語に副ひて之を修飾し、又は修飾語に副ひて更に之を修飾する語をいふ。例へば

目さむるばかり、白き、花の枝、東の籬の隙を潜りて、朝夕影を清き池水にひたす。の例に於て花は主語なる枝の修飾語にして、白きは花の、目さむるばかりは白きの修飾語なり。籬は客語なる隙の修飾語にして東は籬の修飾語なり。朝夕は説明語なるひたすの修飾語、清きは補足語なる池の修飾語なり。

(五)唐宋に於ける古文復興の始末を略記せよ

唐代も既に盛期を過ぎて後、韓愈柳宗元の二家によりて古文の復興は試みられたり。二家は詩に於ける李杜の如く後世より尊崇せられ、其の才力の大一世に卓越したり。然れども李翱、孫樵等の外有力なる後繼者を見ず。未偶儼の舊習を絶滅するに足らざりき。宋に至りて柳開、穆修等の古文を宗とするあり。之について尹洙あ

り。歐陽修あり。修一代の文柄を持し、古文を唱へて後進を誘導するに及んで、三蘇曾子固、王安石等の異才出て、天下の文風全く一變したり。蓋し古文の復興は韓柳によりて基を開かれ、歐蘇等によりて漸く復興事業の完成を見たる者といふべし。

作文

國文漢譯

(一) たゞ一の誠もてこそ大ぞらをも動しつべし(花月草紙)

(二) 人の心の内にもとより此樂あり私慾行はれざれば時となく所として樂しからずといふ事なし(樂訓)

一誠可以動天

心本有是樂私慾不行則無時不樂無處不樂

普通文

(三)夏期休業

とのみぞおぼえたる(太平記)

鳳輦は天子の召させられる御輿で、屋形の上に金鳳を飾つてあるから此の名がある。葱花輦よりもおもだしい場合に召させられる御輿である。月卿雲客は上達部殿上人といふに同じい。籠輿は其の制明でないが後世の駕籠といふ者の類であるとは疑なからう。傳馬は驛つぎの馬。北極は天の北の極でこゝに北極星が在つて衆星之に向ふ故に之を帝居に譬へる。紫宸も帝居。白屋は白茅で蔽つた屋、賤人の居る處。東夷は北條氏をはじめとして關東武士を卑しんでいふ語。こゝ白屋東夷は六波羅をさす。天上五衰は因果經に「天人は身淨くして塵垢を受けず。大光明あり。心常に歡悅して意に適はざる事なし。猶欲火の爲に煎られて福盡くる時、五衰相現はる。一には頭上の華萎み、二には眼瞬く。三には身上の光滅し、四には腋下より汗出て、五には自然に本坐を離る」とあり、往生要集には「彼の切利天の如きは、快樂極無しと雖も命終の時に臨んで五衰相現はる云々」とある。人間の一炊とは、李泌の枕中記に、道士呂翁が邯鄲の邸舎中で廬生に枕を與へて眠らせ、廬生は夢中に榮花を極

めると數十年。覺めると初め主人が蒸しかけて居た黄粱のまだ熟せぬ間であつた(大意)とあるを引いたのである。

後醍醐天皇は、笠置没落の後、武士どもに囚はれ給ひ、六波羅へと移され給ふ。其の御有様平常の行幸には事變り、鳳輦は數萬の武士に打圍まれ、上達部殿上人の囚はれたは、籠輿や傳馬に扶け載せられて、七條通りを東へ進み、それより鴨河の河原を上の方へ向つて、六波羅探題の在る處へと急ぎ行かせられたので、見る人は涙を流し、聞く人は心をいためる。悲いかな昨日までは禁中深く天つ日つぎの高御座にいまして、百官禮儀の装をつくるつたに引きかへ、今日は東夷のあらくれ武士の怪しの住みかにも移りになつて、萬卒の監守嚴重なるに御心を惱まし給ふ。天時移り去り、人事變遷して、樂み盡きては悲み來るは實にうき世の常。天上にさへ五衰がある。まして人間の榮華は眞に黄粱一炊の枕。今の御身の上を思ひめぐらし給へば、只夢かとのみ思召される。

解釋及訓點(第一種第二種受験者共通の分)

(三)子曰法語之言能無從乎。改之爲貴。異與之言能無說乎。繹之爲貴。說而不繹。從而不改。吾未如之何也已矣。(論語)

孟子曰。求則得之。舍則失之。是求有益於得也。求在我者也。求之有道。得之有命。是求無益於得也。求在外者也。(孟子)

法語の言は法を以て相語る言で、正々堂々と正義を説くをいひ、異與の言は辭を婉順にして、さからはずして之を導く言をいふ。正々堂々と正義を説く者に對しては、誰しも之に従はなからうや。しかし其に依つて己の行を改め正すを貴ぶので、若し然らざれば則ち面従といふもので、事に益は無。婉順旨にさからぬ言は誰しも之を喜ぶ。しかし其の言の微意の在る所を尋究して、之を己の身に省みるを貴ぶ。然らざればこれ亦行の上に益はない。故に異與の言を以てすれば、單に之を喜んで其の意を尋究せず、法語の言を以てすれば、まのあたり従つて而も行を改めない人は、吾は之を如何ともし様がないとの意。(孔子の言)

世の中に求めれば得、打ちすれば失ふ物がある。之は、求めさへすれば得るといふ益があるので、其は求むる所の物が我自身の中に在るものである。仁義がこれである。又世の中には之を求めるには道の由るべき者があつて妄りに求めるとが出來ず、又之を得るのは天命があつて、求めたからとて必しも得られぬ物がある。之は求めても得るとの上に益はないので、其は求める所の物が我が身の外に在るものである。富貴利祿の如きが是であるとの意で要するに求めて得るとに益のない物は之を天命に一任して、只管自己身内の物を求めて、之を失はぬ様にせよといふのであらう。(孟子の言)

訓點(第一種受験者の分)

(四)建國號大元。詔曰誕膺景命。奄四海以宅尊。必有美名。紹百王而紀統肇。從隆古匪獨我家。且唐之爲言蕩也。堯以之而著稱。虞之爲言樂也。舜因之而作號。馴致禹興而湯造。互名夏大以殷中。世降

以還事殊非古。雖乘時而有國。不以義而制稱。爲秦爲漢者。蓋從初起之地名。曰隋曰唐者。又即始封之爵邑。是皆徇百姓見聞之狃習。要一時經制之權宜。概以至公。得無少貶。我太祖聖武皇帝。握乾符而起朔土。以神武而膺帝圖。四振大聲。大恢土宇。輿圖之廣。歷古所無。頃者者宿詣廷。奏章伸請。謂既成於大業。宜早定於鴻名。在古制以當然。於朕心乎何有。可建國號曰大元。(十八史略)

注意 本紙に句讀返り點送り假名を施すべし

解釋及訓點(第二種受験者の分)

(四)自漢興掃除繁苛。與民休息。孝文加以恭儉。至孝景遵業。五六十年載之間。移風易俗。黎民醇厚。國家無事。人給家足。都鄙廩庾皆滿。而府庫餘貲財。京師之錢累鉅萬。貫朽而不可校。太倉之粟陳陳相因。充溢露積於外。紅腐不可勝食。爲吏者長子孫。居官者以爲姓號。故有倉氏庫氏。人人自愛而重犯法。然罔疏民富。或至驕溢。兼併之徒。武斷鄉曲。宗室有土公卿以下奢侈無度。物盛而衰。固其變也。(十八史略)

注意 本紙に句讀返り點送り假名を施し、線の句を別紙に解釋すべし

陳々相因とは古いもみの上に古いもみが重り積りの意。然罔疏云々はしかし法網は疏に民は富み足る餘りに、或は驕りて常軌を逸する行爲を爲すに至り、財力を以て土地を兼并する輩が勢力を振つて、村里に勝手氣儘な裁斷をなし、皇族や土地を所有する公卿以下奢侈を恣にした。物は盛になれば衰へるは勿論必然の變化で、かくして漢も盛極つて衰微を現し來つたとの意。

訓點(第一種受験者の分)

(五)光緒某年某月某日內閣奉上諭。通商惠工爲古今經國之要政。自積習相沿。視工商爲末務。國計民生日益貧弱。未始不因乎此。亟應變通。盡利加意講求。前據政務處議覆。載振奏請設商部。業經降

旨允准。茲著載振袁世凱伍廷芳。先訂商律。作為則例。俟商律編成。奏定後。即行特簡大員。開辦商部。其應如何提倡工藝。鼓舞商情。一切事宜。均著載振等悉心妥議。

注意 本紙に句讀返り點送り假名を施すべし
解釋及び訓點五問題を通じて四時間とす

解釋及訓點(第二種受験者の分)

(五)朝辭白帝彩雲間。千里江陵一日還。兩岸猿聲啼不住。輕舟已過萬重山。

注意 本紙に句讀返り點送り假名を施し別紙に解釋をなすべし
解釋及訓點五問題を通じて四時間とす

公孫述蜀に據つた時、井中白龍を見て白帝と僭號した。其の舊址を白帝城とする。地甚だ高い故に彩雲の間の語があるのである。白帝城の所在地夔州から江陵に至るまでは、一千二百里もあるが、峽中水流急なる爲、早朝に舟を發すれば暮に到着す

るのである。之は李白の早發白帝城と題する詩で、古今の絶唱たるとは世既に定論があつて、事新しくいふに及ばぬ。大意は朝、美しい彩雲のたなびいて居る白帝城を出發して、舟江水に順つて下れば、峽中流水箭の如く疾く、千里を隔つ江陵に一日にして歸り得る。兩岸の連山曉猿の聲歇まぬ間に、吾が輕舟は既に萬里の山を過ぎ去つたといふ意で、舟行急疾の狀を描いて神に入つたものである。

●第二十二回 本試験 (明治四十二年二月)

國語科 設問

- 注意(一)第二種受験者は設問の(五)(六)に答ふるに及ばず
- (二)設問及作文を通じて四時間とす
- (三)問題毎に毛筆にて別紙に認むべし
- (二)左の圈點を附したる語を品詞上より解剖せよ。

(イ) 心あてに折らばやをらん初霜のおきまどはせる白菊の花
 (ロ) うゑし植ゑば秋なき時や咲かざらん花こそ散らめ根さへ枯れめや

折ら 單對他動詞、良行四段活、第一變化不定法。

ば 第三類互爾波、語句と語句とを連絡する者、動詞第一變化に接すれば未定の意を成す第五變化に接すれば既定の意を成す。

や 感動詞

まどはせ 他動詞佐行四活段、第二變化まどはしに過去の助動詞てのそはりて約りたる者。但或る文法家は之を直に佐行四段活第五變化とす。

る 動詞有りのあの略かれたる者の第四變化連體法。但し或る文法家は、之をラ、リ、ル、レ、と活用する一の助動詞とす。

根 名詞

さへ 第二類の互爾波、重さが上に又添ひ加はる意。

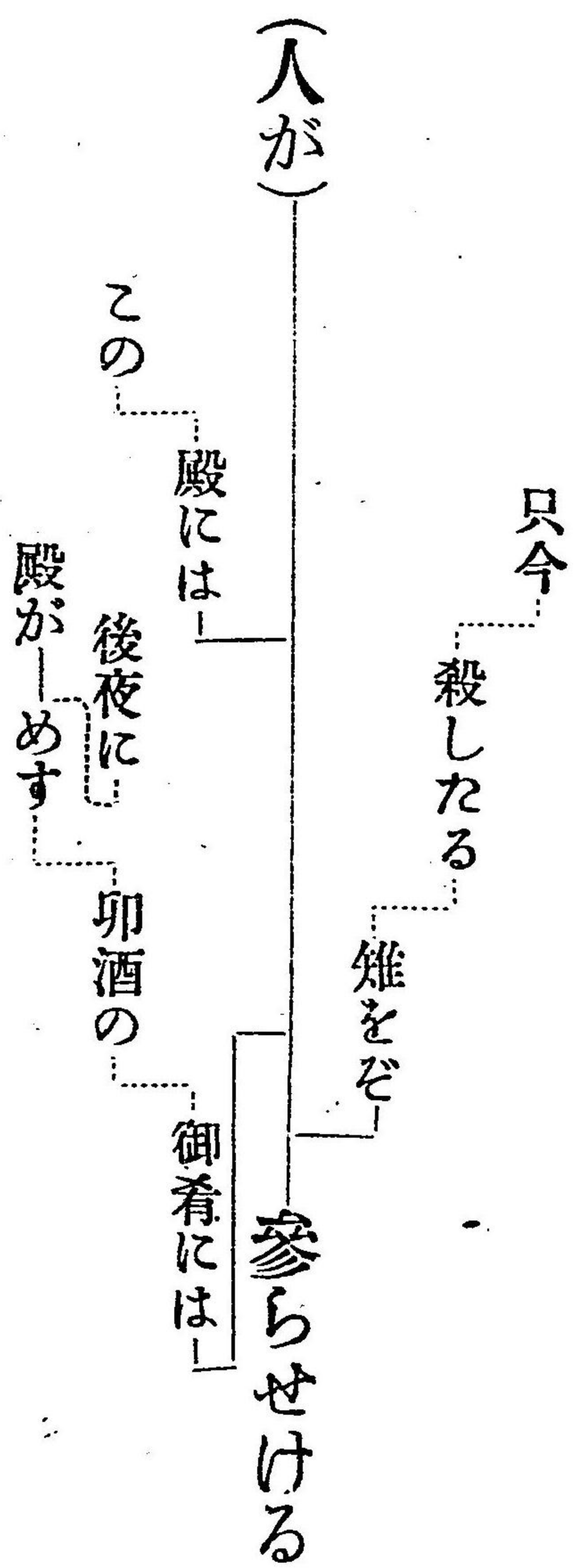
枯れ 無對自動詞下二段活、第一變化不定法。

め 未來の助動詞むの第五活用

や 第二類の互爾波、反語。

(二) 左の文を文章の上より解剖せよ

この殿には後夜にめす卯酒の御さかなにはたゞ今殺したる雉を
 ぞ参らせける



右の圖の縦の實線は上下に主語説明語を置く者とし其の左傍の屈折ある實線は客語（或る文法家の所謂補足語）を接続し右傍の屈折ある實線は客語を接続する者とし、虚線はすべて修飾語を接続する者とす。

(三)神樂歌催馬樂に關する註釋を擧げよ

梁塵愚案鈔 一條兼良著

梁塵後抄 熊谷直好著

神樂催馬樂入綾 橘守部著

神樂歌考 賀茂真淵著

催馬樂考 同

(四)俳句と川柳との區別如何

川柳はもと俳諧より出てたるものながら、俳句が廣く諸方面にわたりて詩美を求め、通俗にして而も高雅なる趣味を歌はんとせしに反し、川柳はおもに材を人事上に取り、皮肉なる穿ちを事とし、卑俗にして滑稽なる趣味を歌へり。

(五)左の人名につき知れる所を記せ

庾信 李夢陽

六朝時代文人詞客甚多き中に梁の庾肩吾の如きは、最も有名なる一人なり。庾信は即ち肩吾の子にして、字を子山といふ、幼にして逡邁、群書を博覽し、尤も春秋左氏傳に善し。身長八尺腰帶十圍、容止人に過ぐ。父肩吾、梁の太子庶子となり、東海の徐擒、左衛率と爲り、擒が子陵、信と並びに學士となり、父子東宮に出入し、詩文並に綺豔なり。故に世號して徐庾の體と爲す。信周に仕へて官開府儀同三司に至る。

明代古文辭派に所謂七子あり。李夢陽は其の中最傑出せる者。夢陽字は献吉、慶陽の人、弘治七年の進士なり。戸部員外部より郎中に遷り、江西提學副使に至る。事に坐して數獄に下りしが幸に免るゝとを得たり。天啓中に景文と諡せらる。彼は文學上に於ては何景明等六子と共に復古を唱道し、文は秦漢を宗とし詩は盛唐を標的として、それより以下一切唾棄して顧みず。天下翕然として之に歸向しぬ。明代の詩

文は實に彼の力によりて一大變をなしたるなり。彼の詩文は雄大古奥誦すべき者多し。然れども模擬剽窃の弊は彼等によりて開かれたりとの非難は、恐らく辭するとを得ざるべし。

(六)左の文中の之の字の用法を區別せよ

自誠明謂之性自明誠謂之教(中庸)

博愛之謂仁行而宜之之謂義(韓文原道)

之は要するに之字が謂字の上に在ると下に在るとの差なり。朱子語類に謂之名之也。之謂直爲也とあるに據りて、伊藤東涯は(之謂はもとより自つきたる名なり。謂之はこの方より名くるなり、畢竟自然と作爲との別なり。)(用字格)といへり。

(七)左の句を漢譯せよ

氷は水より寒し

病は口より入る

彼は此より善し

生民より以來未だ孔子より盛なるはあらず

氷寒於水

病從口入

彼善於此

自生民以來未有盛於孔子也

解釋

(一)高山はうねびををしと耳梨とあひ争ひき神代よりかくなるらし古もしかなれこそ虚蟬もつまをあらそふらしき(萬葉集)

カグ山ウネビ山ミ、ナシ山皆大和國に在る。此の三山争闘の古傳説は、播磨風土記にも見えて、仙覺抄にも之を引いた。右の歌は此の傳説によりて歌ひ給へるもので、中大兄皇子の御歌である。

ををし、男々しと見たる説とを愛しと見たる説とある。反歌に「かぐ山と耳なし山とあひし時……」とあるより考ふれば後説がよからう。

虚蟬、うつしみ（現身）の轉。現世に生存する人を指す。

らしき、きは略解にかしと同じ語にて強くいひ定むるやうの詞也とある。

〔大意〕かぐ山（男山）は、うねび（女山）を可愛しとて、みくなし山（男山）と妻あらそひをした。戀愛上の事實は神代から斯様であるらしい。古代も左様にあつたればこそ現代の人も妻をば相争ふらしい。妻争ひといふとは人情の常として神代よりこのかた存在するものである。

（二）御車もいたうやつし給へりさきもおはせ給はず誰とか知らんとうちとけ給ひて少しさしのぞき給へれば門は葦のやうなるをおしあけたるみいれの程なく物はかなきすまひをあはれにいづこかさしてとおもほしなせば玉の臺も同じ事なりきりかけだつものに

いと青やかなる葛の心地よげにはひかゝれるに白き花ぞおのれひとりゑみの眉ひらけたるをちかた人に物申すとひとりごち給ふを御隨身つい居てかの白くさけるをなん夕顔と申し侍る花の名は人めきてかう怪しき垣根になん咲き侍りけると申すげにいと小家がちにむづかしげなるわたりのこのもかのもあやしうちよるほひてむねくしからぬ軒のつまごとにはひまつはれたるを口をしの花のちぎりや一房折りて参れとのたまへばこのおしあけたる門に入りて折る（源氏物語）

之は源氏物語夕顔の巻の一節で、光源氏が五條わたりの忍びあるさの様である。

葦（しとみ）は檐の日蔽に用ひる戸。いづこかさしては古今集雜下「世の中はいづこかさしてわがならんゆきとまるをぞやどく定むる」を引いたので、さりがけは柱にさざみを入れて、板をかけわたした板扉の様な物。をちかた人に物申すは、古今

かねのおとも傾く月にかこたれて

をしとおもふ夜はこよひなりけり

左右の講師とは、左右に作者を番ひわけて歌合する時、左方右方とも、各作者の歌を讀み上げる人を定めおく。之を左右の講師といふ。

うるはしきことよりは云々は普通の美しといふ語で形容すべき有様であるよりは寧ろ艶麗であだぐしといふべき有様であるとの意。うるはしは美しいことを本義として幾分かあてやか(上品又は高尚)とか正しいとかの意義をまじへた場合に用ひられることのある語で、「うるはしき心ばえ」など用ひたのは後の二義の稍明かにあらはれた例である。艶にとかなまめかしとかは、艶麗に派手にあだぐしといふ意の語で、あてやか、正しいとは、少し反對の意義を持つて居る。

けしきばみては、様子ぶつて、又は容體を作つての意。

てる月なみ云々は、源順の「水の面に照る月なみを數ふれば今宵ぞ秋のもなかなりける」の歌を取つて書いたので、月なみは原歌の通り月次の意で、しかも水面に

對して波といふ縁語を含む。てりわたる月影か鏡の如き池に浮ぶを見れば言はずとも知れる秋の真中、月のついてを數ふれば、正に八月の十五夜の、如何にも他の時候のとは大邊異なる澄みきつた美しい空の景色で、月も西にと傾いた、との意。

御製の歌は月をめぐる心には、今宵十五夜の明けなんとするを見ては、彼の鐘がなればこそ月もそれに促されて西斜するのであると、咎もなき鐘に對して、かごとも言ひて打ち恨むまで惜しいとの意。

漢文科

注意、本紙に句讀返り點送り假名を附し別紙に解釋を認むべし

解釋及讀方(第一種受験者の分)

(一) 邾人以須句故出師。公卑邾不設備而禦之。臧文仲曰。國無小不可易也。無備雖衆不可恃也。詩曰。戰々兢々。如臨深淵。如履薄冰。又曰。敬之敬之。天維顯思。命不易哉。先王之明德猶無不難也。無

不懼也。況我小國乎。君其無謂邾小。蠶蠶有毒。而況國乎。弗聽。

(左氏傳)

邾は魯の隣國。須句は小國で魯に屬して居たのを、邾が之を滅した。是に於て須句の君は、魯に逃げて來たから、魯の僖公が邾を伐つて、須句を攻め取り、其君を反した。邾では兵を出して魯と戦つた。以須句故出師とは之をいふのである。

臧文仲は魯の大夫で名は辰。論語にも見えて、當時知者と稱せられた人らしい。戦々兢々云々は詩の小雅にある語で、事を爲すに戦々兢々と恐懼し、深淵に臨み、薄氷を履むが如く戒め慎む意。朱註に戦々恐也兢々戒也とある。

敬之敬之云々は詩の周頌中の語で、國を有するものは、事毎に敬み戒めなくてはならぬ。なぜかといふに天は聰明の徳を以て下土を照臨するから、其命を奉承して天意に違はぬ様にするとは、容易でないからとの意。思は語辭。蠶蠶はハチとサソリとで前者は我邦にも澤山居る誰も知る通りの蟲、後者は我國には居らぬ。三寸許で八足と二個のハサミとを有する蟲で、尾の端に刺があつて人を螫す。其毒極めて

烈し。

「大意」邾國の人が、須句の事の爲に軍を出して魯と戦はうとする。魯の僖公は邾が小國である故に、之を卑み侮つて對戰の備をもせず之を禦ぐ。そこで魯の大夫臧文仲が公を諫めて曰ふには、苟も一國をなす以上は、皆相當の土地人民を有して居つて、隨つて相應の兵力をも持つて居る。此の點から見れば國といふ以上は、餘り小弱な者は無い筈である。だから邾といへども輕侮してはならぬ。我軍は彼に比して衆くとも、軍の備が無ければ恃みにはならぬ。詩には事を爲すに、深淵に臨む如く、薄氷を履む如く、戰兢と戒懼すべきとを説き、又天の明命を遵奉して、之に違はざらんと、常につゝしみつゝしめとも説いてある。先代の聖王が明なる徳を具へて居られたのですら、事に當つて難事なりとされないとはなく、懼れられないとは無かつた。言ひかへれば、何事にも難事として敬慎し、懼れて自ら戒められたとは、前掲二詩の言ふ所の如くであつた。まして我が魯の如き小國(魯は齊晉楚等に比すれば遙に小さい)は、常に敬慎戒懼しなくてはならぬ。願はくは君、邾を小弱と輕侮

「大意」周末に當つて、秦が刑名法術の士を用ひて漸く強盛を致し、遂に志を得て六國を壓倒する様になつたが、其のまだ志を得なかつた時分に、一人孟子の如き人が復マダ（前の孟子に對して復といふ）世に出てたなら、必ず刑名法術の説を排撃して、正道を天下に明ならしめたであらう。さうすれば、申韓の説も空言となつて、世に實行はされずに終り、彼等の徒の、正を失した心から發して、行事に弊害を及ぼし、進んで政治上に弊害を生じて、遂に人民を殘害すると、此の秦末の慘毒を極めたるが如さに至らなかつたであらう。

解釋及讀方（第二種受験者の分）

注意 本紙に句讀返り點送り假名を附し別紙に解釋を認むべし

（一）孟子曰仕非爲貧也。而有時乎爲貧。娶妻非爲養也。而有時乎爲養。爲貧者辭尊居卑。辭富居貧。辭尊居卑。辭富居貧。惡乎宜乎。抱關擊柝。孔子嘗爲委吏矣。曰會計當而已矣。嘗爲乘田矣。曰牛羊茁

壯長而已矣。位卑而言高罪也。立乎人之本朝。而道不行恥也。（孟子）

孟子いふ、仕官するは、祿を得て己が貧窮を救はうが爲てはなくて、己が學んだ道を行はうが爲である。しかし時としては、道を行ひ得べき見込は無いが、己が貧窮を救ふ爲に、餘儀なく仕官する場合もある。妻を娶るは後嗣を得て家の祀を絶たない爲て、親を養ふ爲ではないが、時としては老親が家事に服する勞を省いて、之を安樂に養ふ爲に、妻を娶つて家事の勞を執らしめるといふ様な場合のあるは、貧の爲に仕ふると似た例である。人間には斯様なとも時としては餘儀ないのだが、しかし貧の爲に仕へる場合には地位を得て道を行はうといふのでないから、富貴の地位をば辭退して、貧賤の職務を取るが道である。其にはどんな職務が善いかと言ふに、門を守り拍子木を打つて夜廻りをするといふ様な職務が善い。孔子も嘗て貧の爲に仕へて委吏と爲られた。之は委積を主どる吏といふので、錢穀の事を司つたものであらう。當時孔子は、其の職務上の出納の會計が、正當で過誤なからんとを希望するのみと言はれた。又嘗て苑囿芻牧を主どる乘田といふ吏となられた時には、其

の牧飼する羊や牛が、苗として肥えて、元氣壯に長育することを希望するのみと言はれた。斯様な卑職なら、たとひ道を天下もしくは一國に行ふとは出来ずとも、其の官祿に對する職責はかくして盡し得るのである。元來人は其の職分の爲すべき所を爲すべきである。故に地位が卑くありながら、身分不相應な高い言論をする、たとへば抱關擊柝の職に在りながら、一國の政令を論議するが如きは、罪得べき行であると同時に、人の本朝に立つて政に任ずる身分でありながら、道が上下に行はれないなら、之は職分の爲すべき所を爲し得ぬのであるから。恥づべきことである。故に貧の爲に仕へる場合には、尊富を辭して卑賤の職を擇ぶを道とするのである。

解釋及讀方

注意 本紙に句讀返り點送り假名を附し旁線を施したる處は別紙に解釋を認むべし
(一)武帝方招文學儒者。上曰吾欲云々。黯對曰陛下内多欲而外施仁義。奈何欲效唐虞之治乎。上默然。怒變色而罷朝。公卿皆爲黯懼。上

退謂左右曰甚矣汲黯之戇也。羣臣或數黯。黯曰天子置公卿輔弼之臣。寧令從諛承意陷主於不義乎。且已在其位。縱愛身奈辱朝廷何。黯多病。病且滿三月。上常賜告者數。終不愈。最後病莊助爲請告。上曰汲黯何如人哉。助曰使黯任職居官。無以踰人。然至其輔少主守城深堅。招之不來。麾之不去。雖自謂賁育。亦不能奪之矣。上曰然。古有社稷之臣。至如黯近之矣。(史記)

之は汲黯傳の一節で、黯は漢の武帝に事へ直を以て憚られた人である。賁育は孟賁夏育の二人で、共に古の勇者の最有名なる者。

莊助がいふには、汲黯に官職に任じて事務を行はしめたなら、人に優れた効績は無からう。しかし若し汲黯が年わかい主君を輔佐して堅固に城を守る場合に至つたなら、彼が身を以て節に殉ずる決心が卒乎として、敵から之を招き降さうとしても降らず、之を指麾して城をすて、決去らしめようとしても去らず、自ら古の孟賁夏育に

比する程の勇士でも、其の節義の志を奪ふとは出来ません。

附 録 第 壹

受験指針

一、國語漢文科の教員検定試験を受けんには如何なる

知識を要するか

讀者が本書集めたる問題に就いて考察せば、この科の教員検定試験を受くるには、如何なる知識を要するかを知り得べし。吾人をして約言せしめば左の如く言はん。和漢の文學に關する書物のすべてにわたつて、一通りの知識を有し、且つ現今わが邦に行はるゝあらゆる科學、哲學、宗教、政治、美術等の方面にも各概略の知識を有せざるべからずと。

今若しこの諸方面に對して、各適當なる参考書を挙げなば、一部歴然たる解題書となるべし。此の如きは到底本書の任に非ず。故にこゝには此の科の受験上最重要なる

知識、即ち國語漢文科の中心知識とも稱すべき知識を養成するには、如何なる類の書物を讀むべきかを概説するに止めんとす。

明治四十年に、國語漢文科の中等教員檢定試験を受けんとする者は、其の解釋の方面の諸問題に解答する準備として、少くとも左の書を精讀するを要すとて、檢定委員會より官報を以て發表せられたる書目は次の如し。

國語の方

古事記。萬葉集。源氏物語。枕草紙。古今集。大鏡。増鏡。平家物語。太平記。徒然草。

漢文の方

大學。中庸。論語。孟子。小學。韓非子。左傳。史記。十八史略。唐宋八大家文。古文眞寶後集。唐詩選。

猶之に附記せられて曰く、「國語中、近世文、今文、及、謠曲、俳句の類、漢文中、時文に屬する者は茲に之を掲げず」と。然らばこの科の受験者は、解釋だけの準備として、少くとも前掲諸書の外、猶、近世文と今文と謠曲と俳句と支那時文とを研究せざるべからず。

更に設問の方面の諸問題に解答する準備として、吾人は少くとも左の諸種の書中、各一二の好著を精讀するを要すといはんと欲す。

日本文法	文語文法	日本文學史
口語文法		

支那文法	支那文學史
------	-------

言語學	教育學
-----	-----

修辭學	教授法
-----	-----

以上は吾人の最少限と認むる所にして、受験志望者は、猶これ以上、經史諸子詩文集をはじめ、我が古今の歴史歌文、諸物語、官職制度公事の書、小説、戯曲、及、近時の文學に關する諸著作等、出來得るだけ博覽せんとを要す。近時國書解題、漢籍解題等の書ありて、ほゞ學者の指導たり得べければ、受験志望者は之によりて好參考

書を選択するを得べく、猶近著に關しては、或は師友に質して其の佳なる者を取り、或は自ら諸書に就いて採擇し、同種類中成るべく最良なる者を精讀して他を略讀すべし。

是の如くにして或る程度迄學識を蓄積して後、過去の同試験問題に對して、十分解答し得る見込みのつきし時は、受験準備の既に整ひたる時なるべし。

二、試験場に臨んで如何なる注意を要するか。

試験場に臨んでは、誰しも頭腦の冷靜を保つの必要を感ずべし。こは天稟と平素の修養とに待つとながらこゝに一の妙訣なきにしも非ず。そは自家の力量に對する自信これなり。この自信ある者は事に臨んで沈着冷靜なるを得べく、而てこは前條に述べたる受験準備の十分に整ひたる結果として、當然に得べきものに外ならず。

答案の書體は楷行の間たるべく、必しも能書たるを要せざるべけれども、字畫は必明瞭ならざるべからず。而て字畫の正確なるべきは、此の科の受験者の特に注意すべき要件なりとす。假名は片假名平假名何れにても可ならん。しかし假名遣の正確なるべきは論を待たず。

答案の文體は、本書に於ては大抵設問には普通文體を用ひ、解釋には口語文體を用ひたれど、こは必しも拘はるべきに非ず。或は全部普通文を以てし、或は全部口語文を以てしても可なるべし。但し問題その物に特別の要求あるものは此の限りに在らず。例へば「講義體に解釋せよ」と要求せられたるものは普通文體を用ひ難きが如し。時間の制限は嚴なれども、與へられたる問題に對して、本書に示すが如き簡單なる解答を草するには、大抵綽々として餘裕あるべし。しかし問題に對して、解答を得ずして、空しく筆を止めて時を過ぎば、時間は如何に長くとも、或は缺乏せん。是に至つては全く才學の問題にして時間の問題には非ず。

さりながら與へられたる諸問題に對して、容易に解答し得べきものを先にして、最も多く考慮を要すべきものを後にするは、伶俐なる方法なり。此の如くすれば、或る一問題に時間を費して、他の問題に及ぶ暇なき恐少し。故に設問に附屬する作文の如きは、設問の解答を終へて後、其の餘りの時間を用ひて草するを可とす。如何となれば

作文は其の長短伸縮は作者の隨意にして、一面其が推敲には際限なきものなればなり。最後に口頭試験に就いて一言せん。受験志望者中往々之を以て最困難なる關門の如く憂慮する者あるは誤れりといふ可し。勿論これも試験の重要な一部分なりといへども。要は試験委員の直接なる問に對して、質朴に正直に且つ明瞭に答ふれば足る。己が淺學を蔽はんとし、又は博識を衒はんとして、知らず識らず陋劣なる心事を暴露するが如きは最醜とすべきか。

附録 第貳

教員檢定試験細則

(一) 教員免許令

(明治三十三年三月三十日勅令第百廿四號)

第一條 特別の規定ある場合を除くの外教員免許狀を授與するは本令の定むる所に依る

第二條 特別の規定ある場合を除くの外本令に依り免許狀を有する者に非ざれば教員たることを得す但し文部大臣の定むる所に依り免許狀を有せざる者を以て教員に充つることを得

第三條 教員免許狀は教員養成の目的を以て設置したる官立學校の卒業者又は教員檢定に合格したる者に文部大臣之を授與す

第四條 教員檢定は試験檢定及無試験檢定とし教員檢定委員之を行ふ

第五條 左の各號の一に該當する者は教員檢定を受くることを得ず(一)禁錮以上の刑に處せられたる者但し國事犯にして復権したる者は此の限に在らず(二)信用若くは風俗を害する罪を犯して罰金の刑に處せられ又は監視に付せられたる者(三)破産者は家資分散の宣告を受け復権せざる者又は身代限りの處分を受け債務の辨償を終へざる者

第六條 教員檢定を志願する者は手数料として一學科目毎に金參圓を納付すべし

第七條 教員檢定に關する規定は文部大臣之を定む

第八條 教員免許狀を受けたる者の氏名族籍及免許の學科は官報を以て之を公告す

第九條 教員免許狀を有する者其の氏名族籍を變更し又は免許狀を毀損亡失したるときは其の事由を記し免許狀の書換若は再渡を文部大臣に出願することを得、前項に依り免許狀の書換若は再渡を文部大臣に出願する者は手数料金壹圓を納付すべし

第十條 教員免許狀を有する者第五條各號の一に該當したるときは免許狀は其の効力を失ふ

を失ふ

第十一條 教員免許狀を有する者不正の所爲其他教員たるべき體面を汚辱するの所爲ありて其の情狀重しと認むるときは文部大臣は其の免許狀を褫奪す

第十二條 本令に依り納付すべき手数料は收入印紙を用る之を願書に貼付すへし其の既に納めたる後は何等の事情あるも之を還付せず

附 則

第十三條 本令は明治三十三年四月一日より之を施行す

第十四條 本令施行前文部大臣に於て授與したる師範學校、中學校、高等女學校の教員免許狀及舊東京師範學校に於て授與したる中學師範學科卒業證書は本令に依り授與したる教員免許狀と同一に効力を有す

(二) 教員檢定に關する規定

(明治三十三年六月文部省令第十號 明治三十四年同令第十二號

明治三十六年同令第二號 明治四十年同令第十三號改正 明治四十一年十一月同令第三十二號改正

第一條 教員檢定は受験人の學力、品行、身體に就き教員たるに堪能なるや否やを檢定するものとす

第二條 檢定を爲すへき學科目左の如し但し法制及經濟の試験檢定は修身若は教育の免許狀を有する者の外修身若は教育を併せて出願するにあらざれば之を行はず此場合に於ては其の手数料に關しては之を一學科目と看做す

修身 教育 國語漢文 英語 佛語 獨語 歴史 地理 數學 物理及化學 博物
法制及經濟 習字 圖畫 家事 裁縫 體操 音樂 簿記 農業 商業 手工 手
藝

歴史は日本史東洋史西洋史の三部に數學は算術代數幾何三角法、解析幾何、微分積分の三部に物理及化學は物理化學の二部に博物は動物及生理、植物、礦物の三部に分ちて檢定を出願するとを得此場合に於て一學科目の一部若は數部の檢定を出願するも

其の手数料に關しては一學科目と看做す、解析幾何は算術代數幾何三角法に微分積分は解析幾何に合格したる上にあらざれば檢定を行はず

第三條 試験檢定は毎年少くとも一回之を行ひ無試験檢定は隨時之を行ふ、試験檢定の出願期限、試験を爲すへき學科目及試験施行の期日は豫め之を告示す

第四條 檢定を受けむとする者は第一號書式の願書に左の書類を添へ試験檢定に在りては豫備試験を受くべき者は其の受験地の地方廳其の他の者は便宜の地方廳を經由し無試験檢定に在りては地方廳若は當該學校を經由して文部大臣に出願すへし(一)第二號書式の履歷書及學業證書若は教員免許狀の寫(二)第三號書式の學校醫の身體検査書但し學校醫の設置なき地に在りては明治三十一年文部省令第七號第一條若は第二條に該當する資格ある醫師の検査書を以てするも妨げなし地方長官又は當該學校長は本人の品行に就き意見を具申することを要す

第五條 左の各號の一に該當する者は試験檢定を受くるとを得(一)中學校卒業生(二)高等女學校卒業生(三)專門學校入學者檢定規定に依る試験檢定に合格したる者(四)

專門學校入學者檢定規程第八條第一號に依り一般の專門學校入學に關し指定を受けたる者(五)小學校本科正教員又は尋常小學校本科教員の免許狀を有する者(六)明治四十二年二月以前に於て教員免許令に依り授與せられたる教員免許狀を有する者

第六條 前條の外左の各號の一に該當する者は某學科目に限り試験檢定を受くることを得、(一)外國に於て師範學校、中學校、高等女學校に準すべき學校を卒業したる者に在りては英語科、佛語科、獨語科、(二)文部大臣に於て適當と認定したる學校を卒業したる者に在りては數學科、物理及化學科、博物科、裁縫科、手藝科、(三)高等女學校の修業年限三箇年以上の技藝專修科に於て主として裁縫又は手藝を學修し卒業したる者に在りては裁縫科又は手藝科、(四)徵兵令第十三條に依り中學校と同等以上と認定せられたる甲種農學校を卒業したる者に在りては農業科、(五)徵兵令第十三條に依り中學校と同等以上と認定せられたる甲種^女農業學校を卒業したる者に在りては商業科、簿記科、(六)徵兵令第十三條に依り中學校と同等以上と認定せられたる工業學校を卒業したる者に在りては圖畫科、手工科、(七)第七條第一號及第

四號に該當する者に在りては文部大臣に於て適當と認めたる學科

第七條 左の一に該當する者は文部大臣の指定したる學校の卒業生及選科修了者、(一)第五條第一號乃至第五號に該當する者にして卒業生の教員無試験檢定に關し文部大臣の許可を受けたる公立私立學校に入り三學年以上在學して卒業したる者但し修業年限四箇年の高等女學校の卒業生に在ては修業年限は四箇年以上とす、(二)第五條第一號乃至第五號に該當する者又は中學校高等女學校と同等以上の學校の卒業生にして更に外國大學校若は之に準すべき學校に於て修學し學位若は卒業證書を受領したる者、(四)外國に於て師範學校、中學校、高等女學校に準すべき學校を卒業し更に大學校若は之に準すべき學校を卒業し更に大學校若は之に準すべき學校に入り修業し學位若は卒業證書を受領したる者

第八條 試験を分ちて豫備試験及本試験とす但し學科目の種類に依り豫備試験を行はざることあるへし、豫備試験を施行する科目に在りては豫備試験に合格したる者に

あらざれば本試験を受くることを得ず、第二條但書の修身若は教育の免許状を有せざる者に對する法制及經濟の本試験は修身若は教育の本試験に合格するにあらずれば之を行はず

第九條 試験は受験人出願の教員たらんと欲する學校の學科目を教授するに足るべき程度を標準とし教育の大意及教授法を併せて之を行ふものとす、但教育科出願者及教員免許令に依り授與せられたる教育免許狀並小學校本科正教員免許狀を有する者に對しては本文教育の大意に關する試験を行はず

第十條 豫備試験は願書經由の地方廳所在地に於て之を行ふ、本試験を行ふ場所は其の都度之を告示す

第十一條 左に掲ぐる者にして體操科の試験檢定を出願したる時は兵式體操の部分を省く、(一)陸軍歩兵科士官(二)陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役に服したる者

第十二條 國語及漢文科、數學科、圖書科の試験檢定を受けたる者にして國語及漢文科に在りては國語漢文の一、數學科に在りては算術代數幾何圖書科に在りては毛筆畫用器畫鉛筆畫用器畫の一に關し成績佳良なるときは教員檢定委員會長は其の部分の成績に關し證明書を授與すへし、前項の證明書を受けたる者にして更に同一學科目に就き試験檢定を出願したるときは其證明書に記載したる部分の試験を省く。

第十三條 不正の方法に依り試験を受けむと企てたる者及試験に關する規定に違背したる者は試験を受くることを得ず、檢學に合格したる後前項の事實發覺したるときは其の合格を無効とすることあるへし

附 則

第十四條 本令は明治四十二年三月一日より之を施行す

第十五條 明治三十二年文部省令第五號第二條に依り許可を受けたる學校に現に在學する生徒に對しては其の修業年限は第七條第二號に依らざることを得

第十六條 左の各號の一に該當する者は第五條及第六條の規定に拘らず試験檢定を受くることを得但し第一號に該當する者に關しては本令施行後三箇年間に限る

一 明治四十年四月二十五日現に師範學校中學校高等女學校又は徵兵令第十三條に依り中學校と同等以上と認定せられたる實業學校の教員の職に在りたる者
 二 前號に該當する者にして試験檢定を受け教員免許狀を授與せられたる者

第十七條 明治四十年文部省令第十三號は之を廢止す

第一號書式 (用紙美濃紙)

教員檢定願

住所族籍

氏

名

生年月

消印
 印收
 紙入

何學科

何學科

何學科

私儀師範學校(中學校)(女子師範學校師範學校女子部)(高等女學校)教員志願ニ候間前記ノ學科ニ就キ試験檢定(無試験檢定)相受度別紙履歷書並ニ醫師身體檢査書相添ヘ此段相願候也

年 月 日

右

其

某印

文部大臣 何 某殿

第二號書式 (用紙美濃紙)

履 歷 書

氏

名

生 年 月

學 業

一年月日何學校ニ入學年月日何科卒業證書寫別紙ノ通

一年月日何々ニヨリ何免許狀ヲ受ク

免許狀別寫紙ノ通

業 務

一年月日何官職拜命或ハ何業ニ従事年月日依願免官或ハ廢業又ハ現今在職從事等

賞 罰

一年月日何所ニ於テ何々ニ付キ何賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク

右之通相違無之候也

年 月 日

右

何

某印

第三號書式 (用紙美濃紙記載方は別記身體檢査書記載心得方に依るべし)

身體検査書

族籍

何

某

生年月

三六〇

一體格

一身長

一體重

一胸圍

一中心視力、色盲、眼病

一聽力、耳疾

一呼吸器

一神経系

一皮膚

一言語

一既往現在ノ疾病又ハ畸形

右検査候處相違無之候也

年月日検査

住所

何學校

學位(若ハ資格) 何

某印

別記

身體検査書記載方針

一検査の表記及身長體重胸圍聽力等の検査方法は明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體検査規程に準ずべし

一體格の強健と稱するものは發育營養共に佳良にして其の身長(釐)を以て體重(斤)を除したる商〇、三二以上且無病健全の者を指す

中等と稱するは發育營養共に通常にして其身長(釐)を以て體重(斤)を除したる商〇、二六以上且無病の者を指す

薄弱と稱するは發育營養共に不十分なるか或は身長(釐)を以て體重(斤)を除したる商〇、二六未満なるか或は強度の脊柱彎曲、扁平胸、狭小胸若は全身の健康に直接の關係ある慢性の疾患ある者を指す

一中心視力は「スネルレン」氏の試視力表に依りて其記載方は〇/〇と記すべし但し遠視若は近視にありては二十尺の距離に於て二十號を明視し得る眼鏡の度を記載すべし

色盲は其の有無、若し其の患ある者は何盲色と記載すべし

一呼吸器は理學的診斷の成績を記載すべし

- 一 神経系は中樞若は末梢神経に障害の有無を記載すべし
- 一 皮膚は主として傳染症皮膚病の有無を記載すべし若し顔面等に現はれたる皮膚病あるときは之をも記載すべし
- 一 言語は明朗、吃、嗄聲等を記載すべし
- 一 既往現在の疾病又は畸形は腦病、肺病、肋膜炎、脚氣等の會患、肺病心臓胃腸病等の現在及顯著なる畸形を記載すべし

(三) 試験に關する規程抜抄

受 験 者

- 第十三條 試験當日は定時前に試験を受くべき場所に出頭すべし若し其期限に後れて出頭したるときは試験場に入ることを許さず
- 第十四條 試験に出席するには羽織袴又は洋服を着用すべし
但女子の服装は適宜たるべし
- 第十五條 携帯品として示したるもの、外書籍書類は勿論其他白紙たりとも携帯して

試験室に入ることを許さず

- 第十六條 試験問題に關しては一切質問することを許さず
- 第十七條 試験答書は文字を明瞭に記載し且特に指示するもの、外一問毎に答書を別にし必ず姓名を記載すべし
但一問の答書二葉以上に亘るときは毎葉順序の符號を記し且一葉毎に必ず姓名を記載して之を綴るべし
- 第十八條 某問題に就き答をなし能ざる場合に於ては其問題の番號及び不能の二字並に姓名を記載して差出すべし
- 第十九條 一旦答書を出したる上は縱令誤謬あることを發見するも訂正することを許さず又一旦退席したるときは其試験時間中再び試験室に入ることを許さず
- 第二十條 試験室に於ては受験者互に言語を交ふることを許さず又監督官の承認を得ずして席を離るゝことを許さず
- 第二十一條 試験場に於て受験者は總て監督官の指揮命令に従ふべし若し監督官に於て

不都合の所爲ありと認むる者は退場を命ずることあるべし

第廿二條 凡て不都合の所爲ありと認めたる者は其情狀に依り既に差出したる答書を無効とし且當期に於ては引續き試験を受くことを許さしることあるべし

第廿三條 試験室に入るには各學科とも筆、鉛筆、錐、小刀、硯、墨、を携帯すべし

國語漢文科問題解答附録了

明治四十二年八月廿五日印刷
明治四十二年九月一日發行

國語漢文科問題解答

定價金六拾五錢



著者 菊地久吉
發行者 安藤弘
印刷者 藤本兼吉
印刷所 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
株式會社 秀英舎工場

發行所

東京小石川區原町

東洋大學出版部

(電話番町四四四番
振替貯金參七貳六)

大賣捌所

東京神田區表神保町

東京堂書店

●東洋大學出版部發行●

(書目)	(著者)	(特價)	(郵稅)
○倫理學概論	東洋大學講師 中島德藏	四十錢	六錢
○倫理學	文學士 渡邊又次郎	五十錢	六錢
○近世倫理學史	文學士 渡邊又次郎	三十錢	四錢
○心理學概論	文學士 紀正美	三十五錢	四錢
○論理學	文學士 塚原政治	三十錢	四錢
○哲學概論	文學博士 松本文三郎	五十錢	五錢
○最近哲學史	文學博士 松本文三郎	四十錢	六錢
○認識論	文學博士 松本文三郎	二十五錢	四錢
○支那文學史	文學博士 高瀨武次郎	六十錢	十二錢
○日本哲學	文學士 有馬祐政	二十五錢	四錢
○憲法大意	法學士 山脇貞夫	二十二錢	四錢
○修養漫話(新刊)	文學博士 前田慧雲	四十五錢	六錢

漢學普通科講義錄

既刊

一年二ヶ月(二十六冊)ニテ左ノ諸科ヲ掲載ス全部讀了ノモノニハ讀了證書ヲ授與ス
 月謝一ヶ月分二十五錢三ヶ月分七十五錢全部(一年二ヶ月分)一時申込三圓也
 ●孝經 ●小學 ●正文章軌範 ●日本外史論文 ●十八史略 ●史記拔萃
 ●故事解 ●難字解 ●漢學者肖像及傳記等

通俗哲學講義錄

既刊

全一ヶ年(二十一冊)ニテ左ノ諸科ヲ掲載ス全部讀了ノモノニハ讀了證書ヲ授與ス
 月謝一ヶ月分二十五錢三ヶ月分七十五錢全部一時申込金二圓五十錢也
 ●哲學總論(文學博士井上圓了) ●心理學(文學士紀正美) ●教育學
 (文學士春山作樹) ●宗敎學(文學士加藤玄智) ●支那哲學(文學博士
 高瀨武次郎) ●倫理學(講師中島德藏) ●論理學(文學士塚原政次) ●佛
 教哲學(文學博士井上圓了)

東京 小石川原町 (振替貯金口座) 東洋大學出版部
 (番號三七二六)

日本倫理學史著者 大江文城著 ●最新刊●

論語講話

全一冊 ●袖珍美本
●五百頁 ●定價七
十五錢 郵稅六錢

論語は聖人の遺書にして、古今に亘り、最も權威ある教訓修養の書なり、されど文義簡奥、古來千百の學者、競ひて正解を得んと欲して、訓詁考證の弊に陥り、爲に或は孔子の精神を發揮すること能はず、大江先生の此講話や平易明快、全般に亘りて統一あり、呼應あり、而して主張あり、訓誨ありて、高大なる孔子の面影は、この一冊子の中に躍如たるものあるべし、修養に志ある者は讀め、慰安を得んと欲するものは讀め、深夜人靜に、自ら無限の感興に打たる、ものあらむ。

東洋大學講師 中島徳藏 東洋大學編輯局編纂

文部省教員檢定試驗 修身科問題解答


全一冊 定價金五十錢
郵稅 四錢


本書は最近九年間に於ける文部省の中學校教師範學校高等女學校教員檢定試驗の修身科問題を盡く解答し、附録として倫理學書の讀み方、研究の方法を懇切に指示し、且つ檢定試驗細則及び心得を掲載したれば受験希望者は必ず一讀せざるべからず

發行所

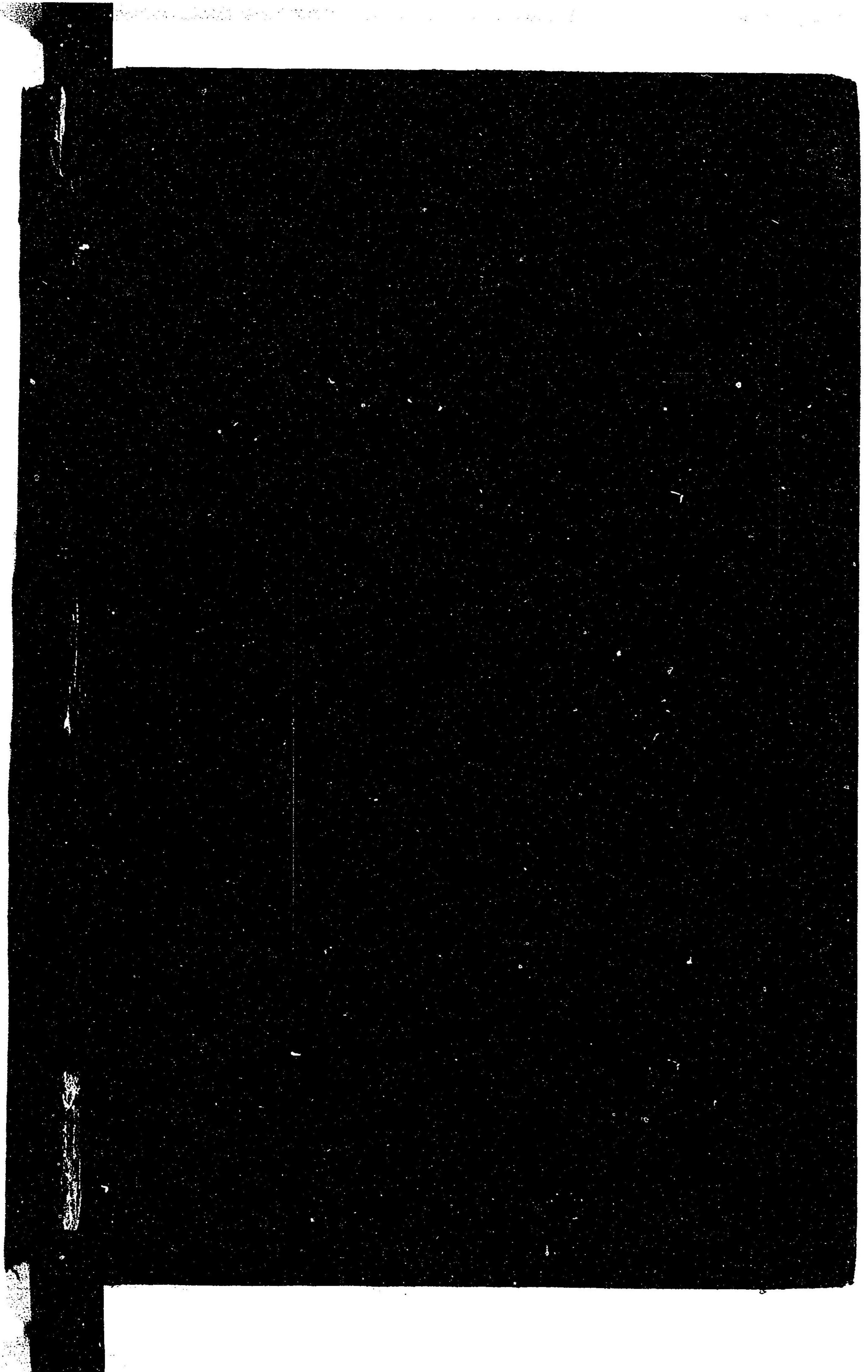
東京市小石川區原町

東洋大學出版部





259
200



049915-000-1

259-200

文部省教員檢定試験国語漢文科問題解答

菊池 久吉/著

M42

BEM-0661



